

平成17年 第1回(臨時)由布市議会会議録(第2日)

平成17年11月17日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成17年11月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(由布市役所の位置を定める条例例外214件の条例制定について)
- 日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(大分県退職手当組合の加入について)
- 日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(大分県消防補償等組合の加入について)
- 日程第4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(由布市の公の施設の大分市区域内設置に関する協議書について)
- 日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(大分市の公の施設の由布市区域内設置に関する協議書について)
- 日程第6 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(大分地域介護認定審査会の共同設置に関する協議書について)
- 日程第7 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(大分地域広域市町村圏協議会の設置に関する協議書について)
- 日程第8 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(指定金融機関の指定について)
- 日程第9 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて(町の区域の設定について)
- 日程第10 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度由布市一般会計暫定予算について)
- 日程第11 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度由布市国民健康保険特別会計暫定予算について)
- 日程第12 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度由布市老人保健特別会計暫定予算について)
- 日程第13 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度由布市簡易水道事業特別会計暫定予算について)
- 日程第14 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度由布市介護保険

特別会計暫定予算について)

- 日程第15 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度由布市農業集落排水事業特別会計暫定予算について)
- 日程第16 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計暫定予算について)
- 日程第17 承認第17号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度由布市久住飯田南部区域広域農業開発事業特別会計暫定予算について)
- 日程第18 承認第18号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度由布市公共用地先行取得事業特別会計暫定予算について)
- 日程第19 承認第19号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度由布市公共下水道事業特別会計暫定予算について)
- 日程第20 承認第20号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度由布市水道事業会計暫定予算について)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(由布市役所の位置を定める条例例外214件の条例制定について)
- 日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(大分県退職手当組合の加入について)
- 日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(大分県消防補償等組合の加入について)
- 日程第4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(由布市の公の施設の大分市区域内設置に関する協議書について)
- 日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(大分市の公の施設の由布市区域内設置に関する協議書について)
- 日程第6 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(大分地域介護認定審査会の共同設置に関する協議書について)
- 日程第7 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(大分地域広域市町村圏協議会の設置に関する協議書について)
- 日程第8 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(指定金融機関の指定について)
- 日程第9 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて(町の区域の設定について)

- 日程第10 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布市一般会計
暫定予算について）
- 日程第11 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布市国民健
康保険特別会計暫定予算について）
- 日程第12 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布市老人保健
特別会計暫定予算について）
- 日程第13 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布市簡易水道
事業特別会計暫定予算について）
- 日程第14 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布市介護保険
特別会計暫定予算について）
- 日程第15 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布市農業集落
排水事業特別会計暫定予算について）
- 日程第16 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布市湯布院健
康温泉館事業特別会計暫定予算について）
- 日程第17 承認第17号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布市久住飯田
南部区域広域農業開発事業特別会計暫定予算について）
- 日程第18 承認第18号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布市公共用地
先行取得事業特別会計暫定予算について）
- 日程第19 承認第19号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布市公共下水
道事業特別会計暫定予算について）
- 日程第20 承認第20号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布市水道事業
会計暫定予算について）

出席議員（26名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君 | 2番 高橋 義孝君 |
| 3番 立川 剛志君 | 4番 新井 一徳君 |
| 5番 佐藤 郁夫君 | 6番 佐藤 友信君 |
| 7番 溝口 泰章君 | 8番 西郡 均君 |
| 9番 淵野けさ子君 | 10番 太田 正美君 |
| 11番 二宮 英俊君 | 12番 藤柴 厚才君 |
| 13番 佐藤 正君 | 14番 江藤 明彦君 |
| 15番 佐藤 人巳君 | 16番 田中真理子君 |

17番	利光	直人君	18番	小野	二三人君
19番	吉村	幸治君	20番	工藤	安雄君
21番	丹生	文雄君	22番	三重野	精二君
23番	生野	征平君	24番	山村	博司君
25番	久保	博義君	26番	後藤	憲次君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	衛藤	重徳君	書記	衛藤	哲雄君
	書記	吉野			貴俊君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤	奉文君	教育長	清永	直孝君
総務部長	三ヶ尻	隼人君	総務課長	篠田	安則君
総合政策課長	野上	安一君	行財政改革室長	相馬	尊重君
財政課長	米野	啓治君	税務課長	野中	正則君
収納課長	田中	萬藏君	市民課長	佐藤	利幸君
人権・同和対策課長	岩尾	豊文君	産業建設部長	後藤	巧君
契約管理課長	高田	英二君	農政課長	平野	直人君
建設課長	生野	利雄君	水道課長	目野	直文君
健康福祉事務所長	今井	干城君	福祉対策課長	立川	照夫君
健康増進課長	大久保	富隆君	健康温泉館長	浦田	政秀君
保険課長	佐藤	純史君	環境商工観光部長	小野	明生君
環境課長	麻生	哲雄君	商工観光課長	吉野	宗男君
挟間振興局長	二ノ宮	健治君	挟間地域振興課長	島津	義信君
挟間市民サービス課長	二宮	正男君	庄内振興局長	大久保	眞一君
庄内地域振興課長	川野	雄二君	庄内市民サービス課長	佐藤	和明君
湯布院振興局長	佐藤	純一君	湯布院地域振興課長	秋吉	洋一君
湯布院市民サービス課長				荻	孝良君

会計課長	飯倉 敏雄君	農業委員会事務局長	立川 忠実君
教育次長	後藤 哲三君	学校教育課長	太田 光一君
生涯学習課長	甲斐 裕一君	体育振興課長	佐藤 省一君
消防本部長	二宮 幸人君	予防課長	工藤 順三君
土地開発公社事務局長 ...	後藤 胖治君	由布大分環境衛生局長 ...	秋吉 敏雄君

午前10時00分開議

議長（後藤 憲次君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は26人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程（第2号）により行います。

日程第1．承認第1号

議長（後藤 憲次君） まず、日程第1、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（由布市役所の位置を定める条例外214件の条例制定について）を議題といたします。

担当部課長に詳細説明を求めます。承認第1号の詳細説明を求めます。総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） おはようございます。総務部長の三ヶ尻でございます。よろしくお願いたします。

それでは、承認第1号専決処分の承認を求めることについての詳細説明を申し上げます。

地方自治法第179条の第1項の規定によりまして、10月1日で専決処分をさせていただきました。それに基づきまして、同条第3項でございますが、専決処分をした場合は、次の会議において議会にこれを報告いたしまして御承認をいただかなければならないとなっております。それで今回承認をお願いする次第でございます。

それでは、説明を申し上げます。10月1日に由布市が発足いたしましたのに伴いまして、挾間、庄内、湯布院合併協議会において協議、承認をいただきました由布市の事務所の位置を定める条例を初めとする215件の条例を専決処分させていただきました。それぞれの内容を見ますと、大きく3つに分類されると思われま。

まず1点目でございますが、合併協議による協議が整った事項といたしまして、これは例でございますが、由布市の事務所の位置を定める条例、由布市行政組織条例、由布市振興局設置条例、由布市の議員や特別職の報酬等に関する条例などがございます。

それから、2点目といたしまして、由布市として市政運営に必要な条例がございます。これは一般的に、今まで3町の条例と差異がないものと解釈しております。例をとりますと、由布市の休日定める条例、由布市の税条例等でございます。

3点目といたしまして、由布市として各施設の運営に必要な施設の設置条例ということでございまして、例は、由布市湯布院コミュニティセンター条例、それから、各小中学校の設置条例等が挙げられるかと思っております。

いずれも由布市がスタートするに当たりまして体制を整えるための条例でございまして、既に、市民の皆様方には「新しいまちと私たちの暮らし」というような冊子でもって合併協議の内容をお知らせしてございますが、そのことを進めていくのに必要な条例制定でございまして、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 詳細説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 承認第1号をお尋ねする前に、由布市暫定施行条例一覧っていうのがあるですね、暫定施行だから施行されているんだろうと思いますけども、その取り扱いはどうなっているのか。旧町では議会で議決しているんだけれども、新市では、その議決行為がなくていいのかどうか、その点をお尋ねしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

総務課長（篠田 安則君） 総務課長の篠田です。今御質問の暫定施行の条例ということでございますが、この暫定施行につきましては、統合が困難な条例等、これからも協議をしながら統合していく条例とか、そうしたものについては暫定施行ということで旧町に限定してそのまま施行するというので、暫定施行で現在運用しております。特にこれについては、議会に、この承認の中で報告しようということで、今計画していて提案しているものでございます。

議長（後藤 憲次君） ほかに。

議員（8番 西郡 均君） 今の件について具体的に教えてほしいんですけどね、承認の中で提案しているものと、まるっきり提案していないものについて区分けして、そして、提案していないものについては、どうして施行が議会で議決されていないのに効力を発するのかどうか、その辺の説明も法的根拠があったらそれで根拠法令を示して説明していただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 大変済みません。その件につきましては、ちょっと調べて後で報告させていただきます。

議長（後藤 憲次君） ほかに、挙手をお願いします。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 今の件は3回目になるんで、これ以上できませんけれども、基本的には、そういうことをやっぱりきちっと把握して、この場に臨まれると、そして、当然議会の議決が必要な事項と私は思います、暫定施行にしる何にしる。それが不要でないという場合は、

きちっとその法的根拠を示して、この場で議会在終了する前までにきちっと資料とともにお示しをいただきたいと思います。

では、早速由布市の事務所の位置を定める条例について、何しろ214本の案件であります。委員会に付託すれば逐一詳細にわたって審議できるわけですがけれども、本会議でやるということで、一応挟間方式でやっていただくということになりました。挟間の場合が委員会方式ということをやったことがないので、次の本会議、12月定例会を楽しみにしておるんですけども、このやり方かどうかということとはともかくとして、まず最初に、この214本の中ですから、かなりの分量があります。一番最初にある市の事務所の位置を定める条例、通常の場合は、役場の位置、市役所の位置がどこという表現になるかと思いますが、事務所の位置というのが正しいんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

庄内振興局長（大久保眞一君） 庄内振興局長の大久保でございます。ただいま西郡議員の御質問でございますが、事務所の位置というのが正しいのかということであろうかと思いますが、地方自治法第4条に、地方公共団体はその事務所の位置を定め、これを変更しようとするときに、条例でこれを定めなければならないということで、事務所の位置ということで表現しているものと考えております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） ありがとうございます。

次の休日を定める条例なんですけれども、文中に市の機関の執務はということで出ています。市の機関という表現の仕方が耳慣れないんですけども、私自身が不勉強なせいかと思いますが、市の機関についての説明をもう少し詳しくしていただきたいんですが、どういうものを指しているのか。

議長（後藤 憲次君） 時間がかかれば 答弁いいですか。挟間振興局長。

挟間振興局長（二ノ宮健治君） 挟間振興局長の二ノ宮でございます。8番議員にお答えします。

これ読んでそのとおりだと思います。市の中には、市役所もありますし、それから保育所、いろいろな機関がございます。その機関を指していると思います。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 今のは正解じゃないんですね。市の機関というのは、私が言う必要はないんですけども、市長の機関と市長でない機関が幾つかあります。それをきちっと答えられるように、きちっと勉強して、そして尋ねられたら模範解答 さっきの人みたいに模範解答ができるようなやっぱり勉強をしていただきたいというふうに思います。

次の欄には市長の機関として、市の行政庁に対する申請というのがあります。行政庁だから行

政委員会の方も入るわけなんですけれども、これについてはもう聞きません。同じようなことで次回から聞きますから、ぜひ出される議案については各文言についてきちっとして、これがどうということなのかというのを把握した上で提案してほしいというふうに思います。

次の公告式条例にお尋ねいたします。第1条でこの目的について16条第4項の規定に基づく公告式というふうに書いています。16条第4項については、何を定めているのか教えていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。16条の第4項でございますが、これは地方自治法の中で条例及び規則の公告式という定めがございます、その中で、当該地方公共団体の長の署名、施行期日、その特例その他の条例の公布に関し必要な事項は条例で定めなければならないとなっておりますが、その条項でございます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 今言われたように、これは条例については定めなければならないとなっておりますね。しかし、この中身を見てみると、条例の公布だけじゃなしに、規則の公布、規定の公表も入っているんですね。おまけに同じ意味の市の機関の定める規則及び規定の公表もあるんですよ。全く同じ意味なんですね、この項は。

だから、そういう点で言えば、公告式条例の目的そのものも条例だけでは不十分だから、第4項及び第5項 第5項には、規則並びにその他、適用すべきものということを書いてあるから、そういう目的条項を明確にやっぱり4項だけじゃなしに、5項もきちっと入れて目的条項にすると、当然、市の機関の定める規則及び規定の公表というのは、前段と同じ中身なんですね。したがって、ここはその他の規則及び規定の公表というふうになるわけですが、前段に該当しないね。というのが私の意見なんですけれども、今聞いた範囲でどういうふうに思われるのか、それも含めて今後どういうふうに対応されるのかもあわせて御回答をいただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。西郡議員にお答えをいたします。

この考え方といたしましては、4号で足りるというような判断で実施をいたしました。今御意見の件につきましては、今後一応検討してまいりたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） ぜひ御検討をお願いします。ちなみに、準則を見ますと、地方自治法第16条第4項及び第5項の規定に基づく公告式はこの条例に定めるところによるというふうになっているんですね。もちろん、準則が各会社によっていろいろ違うところもあるかと思いますが、そして、4項だけを載せた場合は、規則の中で5項をうたうというふうな手法を

とっているところもあるみたいです。

次に、ずうっと飛ばして、由布市行政区設置条例というのがあります。この条例と例規集の条例が若干違うんですけど、いわゆる違うっていうのはこれのことなんですけれども、これはこう書いてあるのは何の表現をするのかわからんですけれども、その言い方と、そして、そういう実際に議会に上げたのと、実際に例規集に定めたものが違う、まあ記号を入れたりすることがあっていいのかどうかという疑問なんですけれども、それについてもどういう今までの例になっているのか、あるいは、そのくらいはできるという根拠があれば、その根拠を示していただきたいんですけれども。

議長（後藤 憲次君） 執行部どなたでも結構です、答弁ができる人。どうぞ、総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。西郡議員にお答えをいたします。

その点につきましては、当然合致していないとおかしいということでございますので、もう一度再チェックをさせていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君、挙手。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） また飛ばして、条例10号、由布市情報公開条例、22ページ、これ各ほかの条例とも共通する事項なんですけれども、ささいなことと言わなくてもいいことなんでしょうけれども、目次と本文がありますよね、目次と本文は続いて書いているんですね、本文っていうのは前文のことを言うんですけれども。そして、第1章が上に、前文にくっついて、目的の間に1行あいているんですね。ちなみに、例規集を見たら、そういうあけ方は一切していないんで、これは素案をつくった方が自分で勝手にあきをつくったんだろうと思うんですけど、先ほどのこのマークと同じように、やはり例規集に記載するような形で最小限それと余り変わらない程度の前案を議会に示すというのが当然だというふうに私は思うんですけれども、そういう点で、字そのものが違わなければ間隔等いろいろそういうことは別に問題ないんだというようなお考えなのか、そこ辺の基本的な考えだけをお尋ねしておきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。西郡議員にお答えをいたします。

先ほどの件と同様でございまして、一応合致していないということがございますし、書式についてはそういう部分が生じましたら、また改めてまいりたいと考えております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） この情報公開条例の中の第2条に、いわゆる市の機関として実施する機関、ここに、懇切丁寧に、市の機関についての説明がどういうものかというのがされています。ちなみに、後の条項の7条の実施機関の各号の中に、市の機関という表記の仕方があります。当然、先ほどの答弁の中では、こういうのに基づいて答弁された方が適切だったんだろう

かというふうに思います。

それでは、ずっとないですね。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 64ページの由布市防災会議条例を開いてください。この中で、さっきの市の機関とは異なる表記の仕方があります。第3条5項1号及び7号に、指定地方行政機関、あるいはまた指定公共機関、指定地方公共機関という表記の仕方があります。これについてどういうものが教えていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 総務課長の篠田です。8番西郡議員の御質問にお答えします。今質問の（「マイクを使ってください」と呼ぶ者あり）指定行政機関の職員と7の指定公共機関、または指定地方公共機関の職員のうちということですが、その違いということですが、県の機関、それから国の機関、それから、また警察とか自衛隊とか、そうした関係の団体であろうかと思いますが、この辺については、後ほどまた調べて御回答したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） あなたが今言った分については、2号、3号、8号で各指定されているんで、若干別の意味になろうかというふうに思うので、その辺はきちっと調べて、何か根拠法令があると思うんですよ、それを示す。それも一緒に資料をつけて、そして、当該市がどういふのを想定しているのかを、どういふ方たちを想定しているのか、それも教えていただきたいと思います。

次の由布市災害対策本部条例というのがあります。第3条に、対策本部に部を置くことができるというふうになっています。どんな部があるんだろうかと思って、私、規則見たら部なんかないんですね。一体どういふ部を想定しているんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 総務課長の篠田です。西郡議員の御質問にお答えいたしますが、対策本部の中には、現地と、それからまた市役所の中にある本部ということで、現地対策と災害対策本部ということになるかと思うんですが、その中にも、福祉、それから総務部総務班、今までは総務班とか建設班とかそういう旧町の場合におきましては、各課でそれぞれの班を編成しておりましたが、市といたしましては、それぞれの、今度は総務部が、今まで旧町の総務班とか、それから建設部が、そうした現地の本部になろうかと思います。それから、福祉部門につきましても、そうした部に当たるかと思いますが、これにつきましても、ちょっと詳細について調査をして、またお答えいたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 旧町の場合も部を置くようになっていたけれども班編成だったんです。その問題も、前から問題にはしていたんですけれども、やっぱり整合性があるように、部といいながら班編成で、部は一切、部制はとっていなかったということは、私としては疑問なんです、やっぱり現地に、今度も規則を見ましたら、やっぱり班編成なんで、そういう点で言えば、やっぱり整合性があるような条文にした方が適切でなかろうかということで、ぜひそのように御検討いただきたいと思います。

ずっと飛ばして22号の由布市営駐車場条例、駐車場条例そのものについては、挟間に該当がないんで、中身についてはわからないんですけれども、条文の3条、4条削除っていうのがありますね、その初めての条例をつくるに当たって削除っていう条文があるということが、私には考えられないんですよ。なぜこういうことをやるのか、その根拠になっているものがあつたらお示ししていただきたいんです。

議長（後藤 憲次君） つくるときに担当した部課長はわかるんじゃないですか、これは。何で削除した件か。どうぞ。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） 湯布院の振興局長の佐藤です。この条例につきましては、湯布院町の駐車場条例、使用条例ということで、そのまま移行しておりますので、この3条、4条削除、新たに提案することの分については、ちょっと内容について後で検討して、またお知らせしたいというふうに思っております。

多分湯布院町の条例をそのまま移行しましたので、この条文が上がってきたというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） そういうことだろうと推測はできるんですけどね、それじゃやっぱりおかしいんです。最初の市の条例ですから、削除の条項があるなんていうことはあってあらねん話なんで、それは改めて検討して。準則に基づいてつくる場合も削除っていうのがあります。しかし、それはあくまでも当初の条文があるから削除があるんですけれども、今回の場合は、初めての市の発足ですからね、その削除条文があるというのは納得いかないんで、やっぱりきちんと調べて一番いいすっきりした形にしていきたいと思います。

きのう規則をいただいたんで、かなりの規則に該当するのが不要になったんで、ずっと飛ばします。49号の由布市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例147ページを開いてください。第2条で報酬を支給する日というふうに、項で開始の日を書いているんですけれども、気になるのは、今度の選挙で議長、副議長はきのうの日付でいいんですけども、議員がその職についた日というのは、一体いつを指すのかっていうのが私には理解できませんんですよ。通常選挙の日を

指しているみたいにあるけども、当選証書をいただいたのは翌日の日付なんですね。その日について、根拠となるのは、何かがあるんだろうと思うんですけども、そこ辺を教えていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 総務課長の篠田です。西郡議員の御質問にお答えいたしますが、通常、任期といたしましては選挙日が任期の始まりということでございますが、確かに、当選証書は次の日ということでお渡しを、付与いたしました。結局、就任の日ということですから、そういうことで任期が、任期といたしましては選挙日になりますので、もうその日になるんじゃないかと思います。その辺について、もうちょっとまた詳しく調査をしてお答えいたします。

議長（後藤 憲次君） 西郡君挙手をして、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） ずっと下がって170、これは給与条例か何かかな、174ページ、由布市職員の給与に関する条例56号ですね、この中に別表がついているんですけども、この別表、A4のサイズの中に、この表を納めるということでこういうふうになったんだろうと思いますけれども、見てわかるように、おかしいですわね、174ページ、175ページ、ずっと以下のページ。要するに、小数3桁が最後の1桁のゼロが皆一段下に下がって表記されているんですよ。機械の都合でこうなったんだろうと思うんですけども、今度の例規集は何ページになるんですかね。（発言する者あり）1万2,500 例規集は別表のここの議案と違ってきちっとして書かれているんで、別に問題ないんですけども、この円の書き方なんかも、欄だけに円の単位を書くようになっていて心配したんですけども、例規集そのものには、議案とは違ってきちっとしたように書いているんで別に問題はないんですけども、こういうのを議会に示す場合も、できれば例規集に近いような形で、やっぱりその私たちが見てわかりやすいような、そういうようにしないと、あとこういうのがまた続くんですね、ひどいのが消防関係のやつです。また後で言います。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） これは反対理由に述べるところでいいです、済みません。

300ページ、由布市の使用料及び手数料条例、条例第68号の次のページで、6条2項は別表第8に掲げる事項に該当するものに対して戸籍事項の証明をするときは手数料を徴収しないというのがあります。別表第8 別表の第8は305ページにあるんですけども、この中で事項というのが何の事項かというのがわからんのですよね。要するに、1項、2項、3項、4項って括弧書きしているけれども、どういう事項なのかというのが理解できないんですよ。隣の法律の名称、労働者災害補償保険法、条項の第45号、ここを見ればわかりますよということみたいですけども、私は事項って書いている以上は、事項をやっぱりきちっと書くべきだというふうに思

うんですけれども、しかし、ここには事項がなくて項だけがあるんですけれども、その辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

市民課長（佐藤 利幸君） 市民課長の佐藤と申します。今指摘の別表第8に掲げる事項と申すものに対する質問でございますが、別表8には、項、法律の名称、条項とあります。その各法令の中の条項だというふうに解釈をします。これは再確認をいたしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） いわゆるこのままでいいんだという主張ですね、とりあえずは。はい、わかりました。自信を持って答えていただいてありがとうございます。

75号由布市国民健康保険基金条例の第2条について、費用の10分の1に相当する額、これはいわゆる法律で想定された分なんですけれども、通常、挟間の場合は、これまで健康保険が6月から徴収ということもあって2カ月分を必要とするということで、2カ月になると10分の1じゃなくて6分の1なんですよね。そういうことを含めて検討されたことなのかどうかということをお尋ねしたいんですが。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 福祉事務所所長の今井でございます。西郡議員さんの御質問にお答えします。

各3町が今回集まったわけですので、そこまで詳細な検討した上での条例になっておりません。今後これにつきましては御指摘の件を含めまして検討させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） はい、ありがとうございます。

ずっと飛ばして、361ページの由布市立庄内中学校寄宿舎条例95号についてお尋ねします。寄宿舎に関することがほかにもあるみたいですが、この後もですね。実情がさっぱりわからんですけれども、一体どういうふうになっているのか教えていただきたいんですが。以前かなり前だったんですけど、何かもう使われないような話をちらっと聞いたことがあるんですが、私の認識が違っているのかもわかりませんので、その辺の状況も御説明いただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

教育次長（後藤 哲三君） 教育委員会次長の後藤です。西郡議員のおっしゃるように、確かに庄内中学の庄和寮の件であります。以前、昭和中期に建てた交通事情の悪いときに、阿蘇野地区等を含めました寄宿舎でありますけれども、今年交通事情、また道路事情の改良によりまして、今は庄和寮として休園といえますか、そういう状態です。

しかしながら、廃止は補助金の関係等で、まだできませんので、その点は存続という休止とい

うような形をとっておりますので、その点は御理解いただきたいと思っております。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 実際には条文はつくるけれども適用はないというふうに理解していいんですかね。

議長（後藤 憲次君） 教育次長。

教育次長（後藤 哲三君） 今は休園状態ということでありますので、施設としては生きているということでもありますけれども、運営上は休寮状態と。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 由布市公民館条例の104号の378ページ、379ページを開いてください。公民館運営審議会について50人という想定をしているんですけれども、50人以内ですから、多分10人でも構わないんですけどね、5つの館があるから、それぞれ10人ずつを想定しているのか、どういうことなのか、もう少し中身で教えていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 生涯学習課長の甲斐と申します。中央公民館長も兼ねておりますので御説明いたしたいと思えます。

現在、由布市には、湯布院公民館、挾間公民館、庄内公民館、さらには湯平地区公民館、川西地区公民館、この5つがございます。この中で、先ほど、西郡議員が言いましたように、館に10名以内ということでお願いしたいところでございます。それで50名以内となっておりますので、館の状況、それから地区の住民の人口、そういう関係も見て、今後何名にしたいというのは、今度また議会の方にお願ひしたいと思っておりますので、もうしばらく時間がかかると思いますが、公民館運営審議会の件、それから、ついでに言いますが、社会教育委員の決定、これについては、今人員を絞っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） はい、わかりました。

379ページの湯布院町の公民館使用料についてお尋ねいたします。大集会室の金額が入っていないので、ほかのも気になるんですが、基本的に湯布院町の公民館は無料で開放していたというふうに以前は聞いておったんですけども、実情はどうなのか、由布市になってどういうふうにしたのか、そこ辺がわかりましたら教えていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

環境課長（麻生 哲雄君） 環境課長の麻生と申します。9月まで湯布院公民館方におりました

ので、西郡議員さんの質問にお答えしたいと思います。

一応、合併協議会では、湯布院町の場合、条例には手数料条例というのがございましたけど、使う方の皆さん方のあれで、長年特殊な場合を除きまして料金は無料ということでやってきておりました。

それで、今回の合併に際しまして、無料というのいかなものかということで3町で公民館で詰めている状態だと思います。うちの方、9月の末に中央公民館運審、湯布院のですね、社会教育委員会にもそういう条例はできるんですが、4月以降は料金をいただくという方向で両委員会には説明をしております。10月以降につきましては、もう私もわかりましたので、今現在どうなっているかというのは言えないところもありますが、そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 公民館の運営審議会や社協の委員会はわかるんですけども、議会の方は9月までに、その説明や了解がとれているのかどうか、その辺も確認したいんですが。

環境課長（麻生 哲雄君） 議会の方には、そここのところで別に説明っていうのは、まず下の方の皆さん方、使う方とかが、委員会には各講座の先生とか、それから受講生とか、使用する方が入っておりますので、そちらの方からの御説明をしていきまして、条例はこれでもしあれになっても半年ぐらいの猶予期間を置いて4月ぐらいからは幾分か維持経費的といいますが、そういうのを3公民館、庄内、挾間、湯布院あわせたときにいただかないとしようがなかるうということしておりますので、議会の方には、そこまでは9月まではいっておりません。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 合併の当初の目的は、負担は低い方に、サービスは高い方というのが、宣伝文句だったわけですから、やっぱり湯布院の町民としては、そういうのに対しては、何で上からそういうふうに決まるんだというふうになるのではないかと私は心配しているんですけども、私は見たくないものを見てしまったんですが、385ページ、由布市視聴覚ライブラリー条例、条例107号っていうのがあります。この中に、第6条第2項、私政党が日本共産党に所属して、職業も僧侶であります。これを読みますと、特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育、その他の政治活動のための利用、2号に特定の宗教を支持し、またはこれに反対するための宗教教育、その他宗教的活動のための利用、いまだにこんな条文があるなんていうことは、私、夢想だに思わなかったんですけども、この湯布院の視聴覚ライブラリーっていうのは、こういうのを入れんと利用できないような施設になっているというのは、どういいうれに基づくものなのか、経緯のわかっている人がおったら説明していただきたいんですが。

環境課長（麻生 哲雄君） 視聴覚ライブラリーですが、これにつきましては、私も1年半ほどおったんですけど、詳しいことはわかりません。ただ昔からありまして、しているんですが、一時活動があれのときは、皆さん方に交渉したりとかしていますし、また視聴覚の教材等も、挟間、庄内はどのくらいあるかっていうのは周知しておりませんが、湯布院にも幾らかの機材は残っております。

ただ、この条例につきましても、今言ったように、申しわけないんですが、その3町のあれで統合の段階で残していったといういわれもあると思いますので、その辺精査して、そこ辺で調整なり、中を変えるなりしていかないと悪いなとは思っております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 私も30年前になったときは、こういうのを随分目にしたんですけども、当時からこういうのをほとんど皆削除して、こういうことが残らないような形になっていたものと思ったら、あの進んだ湯布院で、この文言があったんで私ちょっとびっくりしたんですけどね。それは今言われたように精査するという事なんで期待しておきます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） ずっと飛ばして、436ページの由布市福祉事務所設置条例というのを開いてください。

由布市の場合が、頭に健康がつくんですけどね、いわゆるこの福祉事務所という、法律で福祉事務所となっているんですけども、名称の表記としては、健康福祉事務所じゃ悪いのかどうかというのを確認したいんですが。

議長（後藤 憲次君） 福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 福祉事務所長の今井です。この部署の中に、福祉関係だけじゃなくて、保健もすべてやっている、そういうことを含めて上に健康をつけたというふうに理解しております。御理解をお願いします。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） だから、由布市健康福祉事務所の設置でいいんじゃないかというのが私の意見なんですけどね、なぜあえて、このままに由布市福祉事務所のままにしているかというのをお尋ねしているんですけども。

議長（後藤 憲次君） 福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 今お答え申し上げましたように、保健関係をすべてやっているということで、保健と福祉、その両方の意味を含めましてこういう名称になったかと思えます。

以上です。（発言する者あり）

御指摘の点わかりましたので、ちょっと検討させてください。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 479ページ、由布市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例、条例137号というのが出ています。これ挾間の議会には、もう2年前に上程されて、この間ずっと検討を随分したんですけれども、これは審議未了、廃案になった分です。3町が協議したにもかかわらず、挾間町も入っててこういう条例ができるっていうのが、私まか不思議なんですけれども、挾間の責任者っていうんですか、これにかかわった、その人にお尋ねしたいんですけれども、議会で決まらないものをどうして由布市で決めたのか、そこ辺をお答えいただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 挾間振興局長。

挾間振興局長（二ノ宮健治君） 振興局の二ノ宮です。この件につきましては、総務で扱うか福祉で扱うかということで、お互いに競り合いしていました。

8番議員にお答えをします。あの条文を見ていただいたらわかるんですが、私個人といたしましても別段問題はないし、やはりいろいろな社会の中には差別があるので、そういう差別をなくするための条例だという具合に思っていました。しかし、議会に提案をいたしましたんですが、先ほど言われましたように、挾間町の場合は廃案となりました。

3町の話のいきさつはよくわかりませんが、湯布院町につきましては、挾間町が上程をした条例とほぼ同じものが既に湯布院町にはありました。そういうことで条例自体、先ほど言いましたように、3町の合併協議会の協議の中ではどういう話しになったかわかりませんが、湯布院町にあったと、さらに挾間町も上程をしたものということで今回専決をしたと思っています。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） あなたの感想を聞くために聞いたんじゃないです。思っていますということを知りたいんじゃない、どういう経緯でこういうふうに、これが決まったんですかということを知りたいんですから、決めた本人が直接町長自身は署名するだけですけれども、それに携わった方は、この中におられるわけですから、どういう経緯でそういうふうに決めたのかということを知りたいので、きっちり教えてください。感想は要りません。

健康増進課長（大久保富隆君） 西郡議員にお答えをいたします。元担当者福祉健康課の大久保でございます、今は健康増進課ですが。

福祉部会の中で当然この議論の中で、挾間におかれましては議会提案しておりますけれども議決を得ていない、しかし、我々もあの当時、挾間としても、このあらゆる差別の撤廃条例は、県下にも半数以上の市町村が議決されております。しかし、挾間町はまだないということで、これはやっぱりあらゆる差別、これは日本国中ですね、日本中から見て、挾間が差別がある、ない、

そういう問題では、私は違うと思います。これは日本国中どこ行ってでも挾間町の人が東京に行きますし、北海道にも行きます。逆に北海道からも来ますので、これは挾間町としてはぜひ欲しい条例であるということで提案というか、議会提案をいたしました。

その中でも、やっぱり湯布院町にはこの撤廃条例がありますので、その議論の中で、うちは、挾間が議決されていないから、湯布院町のこの条例も廃止でもいいんじゃないかという、そういう議論にはならなかったのが現状です。できれば、挾間は議決されなかったけれども、この湯布院の条例は、このまま由布市に引き継ぎたい、そういう経過で今現在専決処分という形になっております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） あなたも半分以上は自分の思いを述べているんですけども、経緯としては、そういう経緯があったら、やっぱり議会を尊重するというのを皆さんが立場をとらんといかんのですよ。そして、やっぱり政策案件ですから、由布市が発足した以降のときに、改めて議員みんなに諮って、そして、それで決定するという行為をするというのが当然だというふうに思います。もちろん、根拠法令がないから、ちょっとその間の人権同和対策課ですか、室ですか、その方は困ろうかと思うんですけども、そのぐらい議会を尊重するような態度っていうのは、謙虚さっていうのは求められますね。皆さんの気持ちがどうあれ、議会がそういうふうにしたという以上のことをやっぱり重く受けとめていただきたいというふうに思います。もちろん、これも反対理由の一つですけども。

議長（後藤 憲次君） 西郡君、質問が変わりましたら、ここで10分間休憩いたします。

議員（8番 西郡 均君） はい。

午前11時04分休憩

.....
午前11時15分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 今のところで、2人のうちどちらでも結構なんですけど、挾間の場合は、部落差別を初めというのを、これは部落差別だけではありませんと言い張るために削除しておったんですね。ところが、条文の中に部落差別を初めが入っているし、課の名称が、何と驚くことに「人権・同和」になっておるんですね。そして、少なくとも挾間では「・同和」は使わないというのが社会教育の中では、教育委員会サイドではそれで通してきたんですね。

あなたの説明の中にも、部落差別のことだけじゃない、いろいろな差別を想定している、さっ

き回答していましたがけれども、なぜこういう文言が残ったのか、そこ辺については、挟間のこだわりは一切捨ててこういうふうにしたところが、私には理解できないんですけどね、そこ辺をきちっとわかるように説明していただきたいんですが、どちらからでも結構です。

健康増進課長（大久保富隆君） 西郡議員にお答えいたします。「人権・同和」の名称でございますが、これは名称そのものもかなり、今度新しい由布市ということでかなり議論いたしました。結果的に、大分県下の市町村の一番多い名前、県、市町村、その中で一番多い名前ということで、特に、どうだこうだというこだわりはございません。ただ単純に県下の一番多い名前を「人権・同和対策課」という形にいたしました。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） あなたが挟間町の職員でなかったらこういうことを言わなくて済むんですけども、あなたは挟間町の職員だったんですから、そこ辺の経過もわかっておられるし、こだわりの部分もわかっておられるのに、こだわりませんなんていう、どこかほかの町の職員だったみたいな言い方をしていますけれども、それじゃちょっと、これからの由布市の職員としてどうかなと私自身は思いますわ。私はそういうこだわりを持って、この問題については、今後も引き続き指摘していきたいと思います。

次に、491ページの由布市保健センター条例というのがあります。条例第141条、この1階に挟間町保健センターというのがあるんですね。しかし、この条例の位置を見ますと、挟間町向原128番地の1ということで、昔の役場の方にあるんですね、位置は。だから、そこ辺の関係についてどうして位置が違って、それが通る話なのか御説明いただきたいと思います。

健康増進課長（大久保富隆君） 健康増進課長、大久保でございます。西郡議員にお答えをいたします。

議員指摘のとおり、保健センターは役場の横のあのセンターでございます。ここの1階にあるのは、健康増進センターっていうて、この条例に示してある住所は、役場の横のあの保健センターのことを指しております。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） あの保健センターでは、だれが何人働いているんですか。

健康増進課長（大久保富隆君） 西郡議員にお答えいたします。

今現在は空き家状態でございますけれども、あれも廃止ということにはなりませんので、条例そのものは、やっぱり建物でございますので、そのまま条例を生かしております。現実的には、会議、以前はレセプト点検に職員がおって使っておりましたけれども、由布市としては、どんな形に使用するかは今後の問題でございます。

あと有効利用を考えていくのであれば、そのときに条例を廃止して保健センターそのものを、条例を廃止して、新たなものとして使えることも可能ではないだろうかと思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） そんなとぼけたことを言ってもらっちゃ困るんです。議会の最終で提案したことは、あそこを女性団体の、違った未来クラブの何とかの施設にかえるという話があったんですね。当然、保健センターの機能はもう喪失させて、当然の措置という扱いでいっておったんですね。

それを考えたら、改めてやっぱりこういう筋の通らない、設置をすること自体がちょっと異常なんで、その辺については、へ理屈をこねればそのとおりかもしれんよ、しかし、現実には、そういうふうに使っていないし、現に、この下が保健センターになっているわけですから、この下の住所地をきちっと事務所にするというのが適切だと私は思います。

それまでの経過を考えて、保健センターとして扱わなくていいということがあったにもかかわらず、保健センターで扱わなきゃいかんなんていうことを、まだいまだに言うということ自体が私には理解できないんですが、あなたの上司に当たる、どなたでも結構です、きちっと答えていただきたいと思います。

健康増進課長（大久保富隆君） 西郡議員にお答えをいたします。

6月の議会やったですかね、さきの議会でそのことが提案されましたけれども、その中の、いわゆる改修工事の費用というのが凍結するような形になっていました。ですから、そのままくなり改修工事もできないという形を私が判断いたしまして、由布市としても、この条例を生かすような形といたしました。

挟間振興局長（二ノ宮健治君） 8番議員にお答えします。由布市の保健センター条例の中の挟間保健センターの住所が128番の1、旧挟間町役場の方の住所になっているんじゃないかということでございます。

私が今把握している範囲では、国の保健センターを建てる時に補助金をいただいたということで、なかなか別の目的に使うことができないと、そういう中で、この未来館の1階に健康センターができました。そういうことで、条例上につきましては、今までどおり保健センターの128番の1というものを使わせていただいておりますが、現実といたしましてはこの未来館の1階の健康センターの方を、保健センターとしては使っています。

先ほど大久保課長が言いましたように、その後の使用につきましては、いろいろな未来クラブ等の意見が出たんですが、まだ挟間町の状態では結論が出ていません。このことにつきましては、由布市の中で議論をして、皆さんに御相談をしながら決めていきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） そんなあっち言うように、こっち言うようにというような答弁じゃ困るんですね。6月の提案の時点で、そういうのを清算をされてあそこに未来クラブの施設をつくるというふうに提案したんでしょうから、それは保健センターのそういう補助金云々かんぬんというのがきちっとされているということを前提に、私たちも提案を受けたわけです。それが、凍結云々ということがありますけれども、少なくとも提案の時点でそういう作業は終わっているわけですから、改めてここで同じ住所で提案するなんていうことはあってはあられん話なんで、自分の責任としてこれはどうなのかということをしちっとしてほしいというふうに思います。

521ページに、由布市の農業委員会の委員の選挙区に関する条例というのがあります。この議会の最中に、特に、庄内の議員から出されているんですけども、庄内町が湯布院町に選挙する定数を譲っているという話がよく、再々出されるんですけども、合併協議の中で庄内町が湯布院町に譲っているというそういう事実関係があるのかどうかお尋ねいたします。

農業委員会事務局長（立川 忠実君） 農業委員会事務局長の立川です。西郡議員さんの御質問にお答えいたします。

公選の農業委員さんにつきましては、一応湯布院、それから庄内、挾間ということで、庄内町が12名、湯布院町と挾間町が10名ということで決定しておりますので、今の御質問がありましたようなことはありません。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 9じゃないの、湯布院と挾間は9になったろう。はい、どうぞ、西郡均君。（発言する者あり）

議員（8番 西郡 均君） 535ページを開いてください。これは由布市農業施設条例の中の条例156号の別表に当たるわけなんですけれども、これが例規集ではきちっとなっているんですけど、ただ、議会に提案するのに、こういう提案の仕方をして何ページも用紙を使っているみたいですけどね、今後それは先ほどちらっと答えたいんですけどね、こういうことを繰り返さないということを一言言っていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 行政改革室長の相馬です。8番議員さんにお答えします。

今回、この臨時議会にあわせまして、条例等の整備を合併前から準備をしてきたんですけども、この例規集がどうしても印刷して、東京の方で製本した関係で、議員の皆様方にお配りする、議案としてお配りする時点で、この例規集がまだできておりませんでした。

ただ、パソコン上では、全部見れるように、職員にはパソコン上で見れるように整備はしたんですけども、どうしても条例だけ、例規集が間に合いませんでしたので、そのパソコン上の例

規集をプリントアウトしたものを議員の皆さんに事前にお配りしたということで、大変、中の表等が用紙の関係で大変ばらばらになって、大変読みにくい表になったことはおわびをいたしたいと思います。

今後こういった提案をする場合には、そういうことのないように気をつけていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 683ページを開いてください。住宅の条例ですね、由布市市営住宅条例、条例201号の683ページに、別表の中で、住宅の名称、位置がそれぞれ書いています。本文の方はともかく、この別表の中で気になる表記の仕方が幾つかあります。例規集は確認していませんけれども、中段の部分で由布市岳本中団地っていうんですか、由布市湯布院町川上1471番地、3・13ってなっていますね。同じような表記の仕方で、その上の由布市営上尾原住宅というのを見ると、由布市庄内町459番地の1・459番地の2の中に中点があるんですね。3・13という表記の仕方も私には理解できないし、番地の間に中点がついているのも理解できないんですけれども、さらに不可解なのは、その下の由布市市営川上団地、由布市営岳本上団地っていうんですか、その住所地が同じになっているっていうのも私には理解できないんですけどね。答えていただきたいのは、由布市岳本中団地と岳本上団地っていうんですか、それについて、湯布院の方じゃないとわからんと思うんですけれども、教えていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） 湯布院振興局の佐藤です。この分については、ちょっと精査をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。西郡君ちょっと待って、こっち答弁。

建設課長（生野 利雄君） 建設課の課長をしております生野です。庄内町の町営住宅で、旧町営住宅で、上尾原団地の459番地の1と、459番の2ということは、団地の中で地番が分かれているということで、建物がその地番の中に建物が建っているということで、この住所を表現しております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） それは私が例示として述べたんであって、その中に中点があるっていうのが、私には理解できないっていうことを言ったんですけれども、通常数字が並ぶ場合、中点を打つというのはあり得ない話なんですけれども、例えば、それで言うと459番地1・459にまたなっちゃうんですね、また番地の2といういことで、だから、そういう表記の仕方っていうのは不適切なので、やっぱり読点、あるいは何も書かない、そういう表記の仕方がきち

っと思っていると思うんですよ、だから、それを守るようにしてほしい。多分例規集もそういうふうに直ってないんじゃないかと思うんで心配になったんで聞きました。

ただ、表記の仕方が、そういうふうは何番地の何、枝番をきちっと書いているものもあれば、さっきみたいに中点を書いて引き続き書いている書き方もあるので、そういうのは統一して、してほしいというお願いです。先ほど精査するということがあったんで、それを精査して、きちっと適切な方向に直してほしいというふうに思います。

次に、686ページの公営住宅市営特定公共賃貸住宅条例ということで、前の市営住宅のところと同じだと思うんですけども、連帯保証人についてお尋ねいたします。

挟間の場合、監査委員の指摘で連帯保証人がかなり所在不明、あるいは死亡、いろいろあったりして、取り立て困難というのが出ておったんですけども、市長が不相当と認めて、その変更を求めたときは、10日以内に市長の定めるところに新たに連帯保証人を立てなければならないというのを適切に挟間の場合はやっていなかったというふうに理解しているんですけども、参考までに湯布院と庄内町の状況がどうだったのか教えていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 健康福祉事務所長の今井です。今の件に関しまして答弁させていただきたいと思いますが、この数年間の間に連帯保証人から費用を徴収した例はありません、湯布院町の場合です。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。マイクを貸してください。

建設課長（生野 利雄君） 建設課長の生野です。庄内町も家賃の未納については、連帯保証人から徴収したことはありません。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 挟間の場合は、監査委員がそういうことを堂々と言うなというような指摘をされていたみたいですね。だから、当然、要するに連帯保証人が、既に死亡したり、いろいろしている場合の手続については、ここに定められているわけですから、今後の対応としては、やっぱりこの条文に定められた対応の仕方を求められていると思います。

次に、692ページ、由布市水道事業の設置に関する条例、条例203号についてお尋ねいたします。これがいつも挟間のときにもぶつかっていたことなんですけれども、3条で水道事業の管理者の権限を行う市長ということで、水道事業には管理者を置かないということにしているみたいですね、第1項で。だったら、管理者なんていう表現を使うなというのが私の今までの主張だったんです。

あと見てみますと、8条以下ずっと別の水道事業給水条例の中にも、ほとんど管理者の表記をしているんですね。管理者の職務を市長みずから行うわけですから、市長の表記で私はいいいい

うふうに思うんですけれども、会計報告上は管理者の報告になっているから、それは会計報告の上では、それは差し支えないんですけれども、こういうふうに条文にする以上は、管理者を置かなくて市長みずから行う場合は、市長が主語でいいんじゃないかというふうに私は思うんですけれども、その点の検討がされたんのかどうか、これの協議にかかわった人にお尋ねしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 産業建設部長。

産業建設部長（後藤 巧君） 産業建設部長の後藤です。この水道事業につきましては、該当するのが挾間町と湯布院町、旧ですけどございます。両方とも水道事業管理者を置かないというふうになっておりました。で、そういうことで別段協議はいたしておりません。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） だったら、管理者を置かなかつたら管理者はっていう主語は当然市長自身が行うわけですから市長でいいんじゃないか、以前の話では、私は町長でいいんじゃないかということをお願いしたわけですよ。ただ今話を聞いてみると、私がそう言い続けていたことは、全然話題にもしていないし、歯牙にもかけなかったというふうに私受け取れるんですけどね、今までの議会での会話をどういうふうに受け取ったんかは、ちょっと私も心配になってきたんですけども、全く無視しておったんですかね。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

水道課長（目野 直文君） 水道課長の目野です。西郡議員さんにお答えをいたします。

この合併協の中の話しには入ってはいませんが、湯布院、先ほど部長も言いましたように、挾間、両町とも水道事業管理者を置かないということで来ておりました。しかしながら、会計上と水道事業管理者は置かないけれど市長が同じ、西郡議員さんも言うように同じ事務をいたします。それで、水道事業管理者市長だれだれということで従前どおりの今作業で来ております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） それも凡例を見ますと、管理者市長と書く必要ないと、市長そのものでいいと、ただ会計報告上は、さっきも言ったように水道事業管理者という表記の仕方は使うというふうになっているんですけども、一般的なその事業の運営に対しては、管理者市長云々という表記の仕方はしなくていいと、市長のままでいいというのが今までの通例なんですよ。

私はそういうふうに思うんですけれども、新たなそういう根拠があったら、またお示しをしていただきたいと思います。いいですか。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 削除が一番ひどいのが、この火災予防条例、753ページ、理由は先ほどのことと同じだと思います。目次から第2章削除、条文も第2条削除ということで、こ

れには担当課長ですか、担当者の消防長になるのか、どなたになるのかな、その方に、こういう最初の条例で削除についてはどうなのかというのが私の意見です。どうされるのかお答えいただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

予防課長（工藤 順三君） 予防課長の工藤です。これにお答えいたします。

火災予防条例につきましては、国の方から例が示されておりまして、その例に従って由布市の火災予防条例を作成しております。その関係で、例の方に削除と載ってる分については、そのとりに表記しております。今後ともその表記の方法は続けていきたいと思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） そうしなきゃならんという根拠を、またあと、具体的な例示が、多分行政実例の中か何かにあると思うんですよ、自分がそう思うからそうするのではなくて、やっぱり皆さんが納得いくような形で、理解できないと困るんで、そういう点で挟間の職員の中には我を通す人が多いですけどね、先ほどから皆さん出されているように、そういうことはやっぱりきちっと検討して適切な方向で対処するというのをぜひやってほしいというふうに思うんですけれども、再度お答えいただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

予防課長（工藤 順三君） 例の表記と違う表記を由布市でやった場合に、申しわけないんですが、事務局としても令の改正が来るたびに、それを由布市の方に、条文に組みかえていかならんという作業がございまして、その手間を省くために、国の示された条文章関係の表記を続けさせていただきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 同じ問答で3回になるのでこれ以上は言いませんけれども、言われている意味はわかります、準則に従った方がやりやすいし、皆さん何も考えてなくて、改正がきたらそのとおりに改正すればいいんだけど、ここは地方自治体ですわ、由布市という。だから、由布市に合ったやっぱり条文をつくって当然なんで、そうしなくていいですよという根拠が何かあるかと思うんですよ、あなたの意見を補足するようなね、それをぜひ見つけてください。自分がやりやすいからこうするんだじゃ、ちょっと通らんでね、最初のつくった条例が削除、削除、削除がいっぱいあったら、一体何のこっちゃって、大概の人が思いますんでね、ぜひ御検討いただきたいと思います。

以上で私の質疑を終わります。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑はありませんか。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 9項目ほど質問をさせていただきたいと思います。順番にまいります。

まず、由布市行政区設置条例、13ページになります。5条、自治委員に関する規定ですが、5条、自治委員には、市長が別に定めるところにより報酬を支給すると規定されていまして、その下の附則で、経過措置として、この報酬の額については18年度から適用するものとし、17年度については合併前の各町の例によるとあります。参考までに3町の合併前の各町の、この自治委員の報酬額をまず教えてください。

議長（後藤 憲次君） どこから行きますか。ここでわからなかったら後に回しましょうか。ちょっと調べて後で報告します。どうぞ。

議員（1番 小林華弥子君） それでは、後でお答えいただくときに、ついでに調べていただきたいんですが、今度、その18年度から適用する報酬額というのが152ページにあります非常勤職員の費用弁償報酬に関する条例の中の額だと思います。自治委員さんの報酬が5万3,100円、それから、日額2,400円となっております。で、質問したかったのはこの部分で、日額2,400円が18年度から適用されるんですが、18年度までの間、旧町の報酬を支給するというのは、日当も旧町の報酬をそれぞれ支給しているのでしょうか。もし、日当が3町それぞれ違った場合に、今違う日当を1日ずつ支給しているのかどうかということを確認したかったので、そこもあわせて調べてください。

2つ目は、由布市総合計画審議会条例、99ページになります。由布市総合計画の策定に関して審議会を置くという条例なんですが、この条例が非常に、この3条しかない条例で、私はこれだけの条例で都市計画の審議会を設置するのは、非常に不備ではないかと思います。特に気になるのは、3条で必要な事項は市長が定めるとしかになっておりません。これは会議規則というようなもの、審議会規約みたいなものを別に設けないのか、設けるのであれば、その規約と一緒に上程しないのかどうか。別に定めるというだけで会議規則みたいなものをつくる予定があるのかどうか教えてください。

総合政策課長（野上 安一君） お答えします。1番議員の小林議員さんの御質問に対して総合政策課の野上と申します。

由布市総合計画審議会条例につきましては、まだまだ今後議論が必要でございますので、3条に基づきまして審議会に必要な事項を市長が定めると、この定めるの項目によって具体的に定めて条例化していきたいというようなことで思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 今後の由布市づくりにおいて、総合計画の策定というのは、私は何よりも一番重要な仕事だと思っております。それにかかわる審議会を設置する条例案が、この

ような3条しかないものでは、大変不備だと思っております。

で、規約を必要な事項は市長が定めるではなくて、せめて審議会規則を設置するか、設置しなければ、この条文の中に、例えば、626ページを見ていただきたいんですが、都市計画審議会条例、これは審議会規約はありませんが、そのかわり条例の中に、例えば、委員は何名になるとか、委員の中でも学識経験者は何名であるとか、会議規則みたいなものを条例文の中にもきちんとうたい込んであります。そういう意味でも、都市計画の審議会というのは非常に重要な審議会だと思しますので、市長が別に定めるだけではなくて、きちんと会議規則を決めるか、条例文の中にうたっていたいただきたいと思えます。

そういう意味でも、これから精査するという意味であれば、これをなぜ専決処分にしたのか、これから会議を、審議会をきちんとつくって審議会案ができた段階で改めて議会に上程すればよかったと思いますが、これを特に専決 この3条だけの条文で専決にしなればならなかった理由を教えてください。

総合政策課長（野上 安一君） お答えします。具体的な内容につきましては、規則で定めていきたいということと、設置することについての条例制定をお願いしたところでございます。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 設置したことについて、どうしてその専決をしなければ、専決の理由というのが、特に緊急を要するものであるとか、それから、空白期間があると市政の運営上まずいものということだと思えますが、審議会は、これ総合計画、審議会はこれから設置する必要があるので、1カ月の間、この条文がなければならぬという理由にはならないと思えます。

ここの部分については3回目の質問なので、同時にお伺いしますが、半分要望も含めてなんですが、この条例文の根拠は、多分総合計画の策定というのには、議決が必要だと、それについては、基本構想の策定部分には議決が必要だということでこういう条例を一応盛り込んでおいたのではないかと思います。今後、精査していく中で、基本構想だけではなく、せめて基本計画も議会に報告の必要があるのではないかと思います。そういう精査をしていく意味でも先にこの3条だけで専決するのではなくて、十分な議論した上でのきちんとした審議会をつくっていただきたいと思ひまして、私はこの専決の理由がいまいちわからないので、どうして専決処分にしたのか再度お尋ねいたします。

総合政策課長（野上 安一君） 今後必要になるということで、案文を条例制定させていただきました。必要事項につきましては、今後事業の進捗状況を見ながら逐一、今御質問の事業計画も含めまして議会に報告しながら具体的なことについては必要に応じて、規則で定めていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜ります。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君）では、これから専決してしまったものはしようがないので、これから精査していく中で、ぜひこの審議会のつくり方、非常に気を使っていたきたい、できれば、今申し上げたように基本構想だけではなく、基本計画の部分も議会の方できちんと見ていけるような、そういう会議規則あるいは条文の改正を検討していただきたいと思います。

次は、147ページになります。議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例ですが、議員の費用弁償については、昨今さまざまに議論が分かれるところだと思います。議員が議員報酬をもらっておきながら、会議などに出たときに費用弁償が出るということについてなんですが、これについては議論がいろいろあると思います。

その点について、例えば、費用弁償をどういうふうに出すのかということで148ページの別表、費用弁償の内訳の中に鉄道賃、船賃、航空賃、いわゆる交通費と別に日当、1日につき日当が2,000円などと規定されています。それと宿泊料、ここの部分なんですが、昨今その費用弁償を議員に対しては払わなくてもいいと、むしろ費用弁償をもらうべきではないという議論の中で、ただ条文に規定されているから払わなければなりませんとなっていますので、2,000円にするのではなくて2,000円以内にする、こういう以内という条文をつけて場合によっては額を減らすとか、まあ10円でも以内になりますので、そういう措置をとっている例が多くありますが、その点御検討されたのか、この2,000円にしてしまうことよりも2,000円以内にした方がいいのではないかと思います、そこら辺の見解を伺いたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 検討しますか。ちょっとマイク貸してください、こちら。

事務局長（衛藤 重徳君） それでは、お答えします。議会事務局長の衛藤でございます。

これにつきましては、恐らく職員と同じ方法をとっていると思います。もし、そういうことであれば、あと今後また検討いたしまして、以内という言葉を使うかどうか、これは今から先の一つの改正になるかと思います。そういうことで御理解をいただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 職員に合わせたということ、後でもう1件申し上げますが、特別職については以内という表記がついている条例が、もう既に上がっておりますので、今後の検討の中で、ぜひそこら辺は検討していただきたいと思います。

次は、165ページになります。由布市職員の給与に関する条例の165ページ、通勤手当について、13条ですが、13条の2項、通勤のため自動車その他の交通の用語で規則を定めるものの括弧書きの中で、済みません。を使用することを条例とする職員、括弧の中で、片道1キロメートル未満であるものを除く、ここの1キロメートル未満という部分が、3町、旧町の場合、私は湯布院の例しか知らないんですが、湯布院の場合は2キロメートルになっておりました。で、2キロメートル未満の場合は、これは通勤手当は支給しないということですが、これが1キロに

減っています。ここが1キロになった根拠、理由、議論の経緯がわかりましたら教えてください。
議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 総務課長の篠田です。小林議員の御質問にお答えいたします。

この件につきましては、私合併分科会の中に入っていたわけではないんですが、庄内町においては通勤手当2キロ未満ということでございます。湯布院町が1キロ未満ということであったと、今お聞きしたんですが、一応、これ分科会の中でそういう協議をしながら、湯布院も2キロということでございます、まあ分科会の中で3町のすり合わせをする中で2キロということになったと理解しております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） どこが2キロでどこが1キロだったかわからないんですが、少なくとも私が知っているのは、湯布院は2キロだったということです。どこかほかの町が1キロだったかもしれませんが、すり合わせをするにしても、今後合併後の行財政改革が必須だという中で、職員手当なども、大変切り詰められるものは切り詰めようという姿勢の中で、少なくとも湯布院町の例は2キロ未満のものについては交通費は支給しない、それを1キロ未満に減らすということは、かえってその手当をふやすということになるわけですよね、そのすり合わせの段階で、合併の考え方と逆の方向ですり合わせをしているのではないかというふうに思われます。

そういう意味で、3町の中で少なくとも2キロという例があったものを、逆にふやすような、1キロにしていったと、これは逆の方向のすり合わせの現状ではないかと思しますので、そこら辺をどういう議論をしたのかと、その経緯をきちんと報告をしていただきたい。で、もしその安易にただ1キロというだけでしたら、この見直しを今後検討されるお考えはないかどうか伺いたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。 休憩します。

ここで休憩をいたします。午後1時より開会をいたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

議長（後藤 憲次君） では、再開いたします。

午前中の答弁漏れで答弁があればお願いします。どうぞ、挟間振興局長。

挟間振興局長（二ノ宮健治君） 休憩をとって大変済みません。1番議員の御指摘のありました通勤手当の件についてお答えをいたします。

これは、扶養手当、それから時間外手当、住居手当等、職員にはいろいろな手当がついており

ます。その中で、現行等3町を調整をしながら、組合との、組合要求とも兼ね合いをつけながら新市での決定をいたしました。そういう中で1キロから2キロ未満について800円ということで、以下キロ増すごとに800円というような、今条例を出しています。このことにつきましては、組合を含めて1番議員御指摘のとおりだと思います。引き下げを含めて検討をさせていただきたいと思います。

それから、もう1点は、自治委員の関係です。これにつきましては、挟間の場合は、今均等割で5万3,100円です、年です。それから、戸数割につきましては、1戸当たり1,420円、日当といたしましては4,000円出しております。あと庄内、湯布院につきましては、報酬額が違いますが、そういうものを調整して、できる限り現行の額をやはり下回らないようなスタートをした方がいいんじゃないかというようなことで、由布市の報酬につきましては、挟間の例によるということで、年間均等割が5万3,100円、それから戸数割が1,420円、それから費用弁償として2,400円というような提案をさせていただいています。

議長（後藤 憲次君） ほかに、1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 旅費の方は、その組合同士の話ができてないということですが、ぜひこれは湯布院の職員は2キロ未満未支給で頑張っていたものを低い方に合わせるというのではなく、ぜひ高いレベルに合わせられるように交渉をお願いしたいと思います。

自治委員の報酬についての質問内容がちょっとお答えと違っておりました。由布市の、由布市になってからの自治委員の報酬は、この条例にあるのでわかります。ではなくて、その17年度中は、要は今度の3月31日までは旧町のそれぞれの自治委員さんには旧町の額を支給するというふうに書いてありますけれども、今旧町の資格を支給していると思いますが、その額が幾らですかというのを聞きたかったんです。挟間はわかりました、庄内、湯布院がわかれば教えてください。

それと、もう1つは、例えば、今挟間が、日当が4,000円となっておりますが、合併後、由布市の方は2,400円になっていきますよね。それを、その日当も今挟間の自治委員さんには日当4,000円を払っているのかどうか。日当は、もう新しく由布市の2,400円で払っているのか、それとも日当も同じ日に出ていっても旧町の額を払っているのか、そこを確認したかったんです。それをお願いします。

議長（後藤 憲次君） 挟間振興局長。

挟間振興局長（二ノ宮健治君） 大変済みません。均等割と戸数割についてはお答えしたとおりです。日当につきましては、来年の3月まで、12月と大体2月に予定しております、あと2回あるんですが、その部分については現行どおりということで4,000円の日当を払わせていただきます。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

庄内振興局長（大久保眞一君） 1番議員の御質問にお答えをいたします。庄内の振興局長の大久保でございます。

庄内町の場合を御説明を申し上げます。均等割が2万1,000円でございます。各区に対する均等割が2万1,000円、それに対して、戸数、1戸当たりが1,650円ということで支給をいたしております。なお、日当については支給をしておりません。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） 湯布院の振興局長の佐藤です。湯布院町につきましては、均等割が3万円、それから戸数割が1,500円、日当につきましては、3月末までは4,000円ということで執行をしております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） はい、わかりました。

考え方なのですが、条例上、自治委員の報酬を合併してからすぐに統一するというので、条例上は統一しているけれども、自治委員さんは年度の初めをお願いをしたので、年度半分から報酬が引き下げられないのでこういう経過措置をとったのだらうと思います。それはわかりませんが、せめて日当だけでも、もう合併したのであれば、今聞きますと庄内の自治委員さんは日当がないけれども、湯布院、挟間は日当4,000円もらっているということについての格差があると思いますが、せめて日当だけでも、すぐに2,400円均一で支給できるようなことを考えるべきではないかなと思います。これは今後の検討課題としてぜひくみ取っていただきたいということで意見を述べさせていただきたくとどめたいと思います。

次は、同じ職員の手当に関する条例の166ページ、15条時間外勤務手当の部分ですが、これは条例文の2行目、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について時間外手当を支給するというふうに規定をされております。正規の勤務時間8時間を超えたものについては、すべて時間外手当の対象になるということですが、これも湯布院町の例を申しますと、湯布院町は、例えば、夕方5時までの勤務時間であっても、その後1時間は残務処理というふうに考えて6時以降でないで勤務手当を出さないということ、行財政改革のために行ってきたと思います。このことについて、由布市になってから、これを条文のまま、そのまま適用しますと、今まで湯布院町がやっていた1時間分、5時から6時の間は時間外手当をつけないというのはなくなっているのかどうか、そこら辺を教えてください。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。小林議員の質問にお答えいたしたいと思っております。

今の件につきましては、旧3町ともまちまちでございました。例えば、挟間の例にとりますと、

5時から30分は適用しなくて5時半からというようなことでやっておりましたし、先般、組合の方にも運用につきましての協議をいたしているところがございます。まだ話がまとまっておりませんが、そういうところで協議を進めてまいりたいと考えております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ぜひ、今まで頑張っていた役場職員の方たちの行財政改革に対する取り組みを無にしないように、今後協議の中をしていっていただきたいと思います。

もう1点、同じ条例の別表になります、186ページ、185から186ページ、済みません、別の条例ですね、旅費に関する条例の別表になります。この表の中の186ページに入りますが、上の方の県内というところで、県内の1日当たりの旅費の規定が左側の特別職 市長、助役、収入役、教育長については50キロメートル未満は1,500円以内となっておりますが、それ以外の職員については1,500円として以内はついておりませんが、これは特別職の方だけ以内をつけて、職員の方は以内とついていないという部分なんです、ここの理由を教えてください。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 総務課長の篠田です。小林議員の御質問にお答えいたします。

職員の50キロメートル未満の1,500円ということにつきましては、職員につきましては、今総務部長が言いましたように、超過勤務手当の関係とあわせて組合とこの支給方法について、今協議をしているところでございます。ちなみに、旧町時代におきましては、50キロメートル未満におきましては、挟間、湯布院町においては支給がなかったということも聞いておりますし、庄内町においては、郡内においては700円というようなことございました。

それで、今組合とこの件については協議をいたしております。ただ、この50キロメートル未満の1,500円、未満がついていないということにつきましては、職員だけでなくほかの各種委員さん方の旅費について職員の旅費規程を準ずるということになっておりますので、その関係で未満はついておりません。

以上です。済みません、以内はついていないということです。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ということは、逆だと思っんですね。今1,500円と書いてあるけれども、旧町では挟間と湯布院は、支給はしていなかった、で、さらに庄内の方は700円であったということであれば500円以内と書かなければ、書いてあった方がそういうふうな調整ができると思っんです。で、以内と書いてあれば、ほかの委員さんには1,500円を支給するんであっても1,500円以内と書いておいた方が現実に近いと思います。むしろ逆ではないかと思っんですので、その他の職員のところに1,500円以内という文字をくっつけることによ

って、場合によっては、挾間、湯布院と同じように未支給にもできるし、庄内のように減額して支給もできるということだと思います。この表記は、むしろ、こちらの職員側のところに以内とつけるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 再質問にお答えいたします。今、言われましたように、市として考え方としては各種委員さん方の旅費についてを考えておりましたものですから1,500円ということにしておりましたが、考えようによっては御指摘のとおりかもしれません。これから検討させていただきます。

議長（後藤 憲次君） ほかに、1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ぜひ、これは以内をつけて、さらに今後各組合等の話し合いをしていただきたいと思います。

次は、188ページ、議会の議決に付すべき契約に関する条例の第2条です。議会の議決に付さなければならない工事契約などの予定価格1億5,000万円以上と書いてあります。少なくとも3町、湯布院町、庄内町、挾間町のときは5,000万円以上だったと思います。1億5,000万円以上になっている根拠を教えてください。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

産業建設部長（後藤 巧君） 産業建設部長の後藤です。1番議員にお答えいたします。

この金額につきましては、地方自治法の施行令でうたわれております。で、市の場合は1億5,000万円、町村の場合は5,000万円というふうに定められております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 地方自治法で市になったら1億5,000万円以上についてということで、1億5,000万円の条文を載せたと思うんですが、実質的に考えてみていただいて、多分この地方自治法の市というのは5万人規模の市を想定してだと思いたいますが、この今3町の中で1億5,000万円以上の工事というのは、ほとんど現実的にはないと思います。

例えば、近い例で言いますと、湯布院庁舎の改築でも、あれは1億3,000万、4,000万円ぐらいで1億5,000万円を超えておりません。ということは、実質的に議会の議決が必要な工事というのが、ほとんどない、議会が市内の工事にほとんどチェックができないという状況になるのではないかと大変懸念されます。ここの数字を下げることができるのかできないのか、市独自で、この額を1億5,000万円以下にできるのかどうかという点を教えてください。

議長（後藤 憲次君） 産業建設部長。

産業建設部長（後藤 巧君） 一応1億5,000万円というふうに定められております。そ

れ以内にできるかできないかっていうのは、ちょっと検討させていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 済みません、まだ二、三あります。

自治法では、多分下げられないとなっているのではないかなと思いますが、そこを確認していただきたい。もし下げられなかった場合でも、議決が必要なときには1億5,000万円だとしても、せめて5,000万円以上の工事については、議会に報告をする義務をうたうとか、そのぐらいのことをしていただかないと、議会が工事の契約に関して全然チェック機能が働けないということになります。ぜひそこら辺は、工事の契約の健全性を保つ意味でも、そういう条文を考えていただきたいと思います。

次にまいります。次、244ページ、税条例ですね、特に、244ページの入湯税の徴収に関する部分ですが、145ページ、入湯税の特別徴収の手続の部分です。入湯税の徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とするということで、この条文はいいんですけども、実際、今までこの入湯税を徴収して、納入していた人たちに対して報奨金を支払っていた、湯布院町の場合はですね、それが報奨金は違法性が強いということで廃止をしたという経緯が、前回の最後の湯布院町の議会で報告されたと思います。

しかしそれでは、入湯税の徴収率が下がるのではないかという懸念が話されておりまして、そのかわりに、何か別の形で、報奨金にかわる形のものを考えられないかという話しをしていたと思います。そこの辺の議論を、この徴収義務に関する条文の中に全くうたっていないようですが、そこら辺の話し合いはどうなっているのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

税務課長（野中 正則君） 税務課長でございます。1番議員の小林議員の質問にお答えいたします。

先ほどの入湯税の件につきましては、おっしゃられるとおり、納税組合等に関して費用を支給するのは違法であると、横浜地方裁判所の判例がたしか出ていたと思います。その関係上、納税組合に対する税を税で還付するということが違法ということがわかりましたので、最低限の費用だけは支給するというので、今たしか、3町今右倣えで調整をしていると思います。ただ、入湯税につきましては、先日そういう要望が出ました。で、うちの方も、何らかの方で、財政とも検討したいと、検討する余地があるのではないかということで、まだ入湯税につきましては、今後の検討課題にはしております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） はい、わかりました。ぜひ、検討結果を条例の中に反映させてい

ただきたいと思います。

それから、最後になります、615ページ、由布市の国民宿舎に関する条例です。由布市国民宿舎条例、これ湯布院町にある国民宿舎に関する条例ですが、これの5条利用料金の第5条の5項、市長は必要があると認めるときは指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。これが一文つけ加えられていることによって現行、国民宿舎の指定管理者が納付金を利用料金の一部から納付金を納めているという形になっていると思いますが、この条例と、先ほど西郡議員がちょっと指摘されました299ページの由布市使用料及び手数料条例、これの第6条、その使用料及び手数料の減免に関する項目ですね、減免ができる事項というのが別表に掲げられるものだというふうに規定されていますが、この使用料及び手数料の減免の条文と、こちらの後ろの国民宿舎の使用料の一部を納付金としてという、事実上減免に当たる部分との整合性はというふうにつけられているのか教えてください。

総合政策課長（野上 安一君） 総合政策課長の野上です。この件につきましては、使用料につきましては使用料条例でうたっていますので、使用料を国民宿舎の使用料としてお客様から納入する方法、もう1つの指定管理者の納入金につきましては、指定管理者の条例に基づいて管理を委託した相手方が使用料として納入する方法ですから、その使用料と納入金の違いがあるのではないかというふうに理解をしております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 使用料を徴収する利用者から徴収する部分については、この使用料条例が適用されるけれども、それを指定管理者が納付するかどうかについては、こちらの国民宿舎条例が適用されるという解釈。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

総合政策課長（野上 安一君） 指定管理者につきましては、指定管理者の契約、相手方と市との契約に基づいて納入金を納入するというふうになっていますので、その使用料と納入金はちょっと考えが違うのではないかというふうに私どもは理解をしておりますし、指定管理者で契約をした相手方の業者さんなり指定管理者先からその必要に応じて納入金を納めるという形で、国民宿舎に限っては納入金をいただくという方法をとっているというふうに理解をしております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） それであれば、615ページの5条の5項の指定管理者から利用料金の一部を納付金としてという、その文言がおかしいのと、その利用料金の一部から納付金が出ているんだという書き方になっていますが、利用料金は利用料金で別で、納付金は納付金で別だということであれば、利用料金の一部からという文章は適合しないのではないかと思います。

で、3回目の質問になりますので、これとあわせて、この条文が国民宿舎側にあるのと同時に、

86ページの道の駅の方、これは湯布院町の方の議会でも議論になりましたが、86ページの道の駅の指定管理者については、この納付金を徴収することができるという条文が規定されておりません。同じ指定管理者制度を使い、両方とも営利目的で利益を上げている制度の中に、片方に、この納付金を納めることができるという条文がある、もう一方はないという状況を、これを是正すべきだと思いますが、そこら辺の調整の考え方をあわせてお聞きいたします。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

総合政策課長（野上 安一君） 御指摘の件につきましては、湯布院町におきましては3件の指定管理者制度を導入しまして、今御指摘のように1点の国民宿舎の部分、サービス業で営業を営む部分については納入金をいただくということで、当時湯布院町議会に御理解を賜ったというふうに理解をしております。

2つの2点につきましては、1つは、大分県から払い下げをいただきました大分湯布院青年の家、もう1つは、湯布院道の駅、この2つにつきましては、公共性がある部分がありますので、納入金については、とりあえず、とりわけ義務の納入という形はとらないという形をとって、湯布院町議会の御理解をいただいたというふうに理解をしております。

ただ、湯布院の道の駅につきましては、営業収入がかなりありましたので、寄附金という形で納入金をいただいているところでございますので、この辺につきましては、再度納入金を指定管理者に今後入れる場合、サービス業等につきましては、納入金を入れる方法を条文の中に入れることがどうかということは今後検討していきたいというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑はありませんか。2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 2番、高橋です。予定していた質問は、ほとんど1番と8番の方がされましたので、限ってちょっと質問させていただきたいと思います。

1つは、行政区の設置の部分なんですけれども、ちょっとこれ条例とは少し離れるかもしれないんですが、合併前の協議で自治委員という名称を、自治区長というのがなじみがあるのということもありましたし、湯布院の地区の方からも、やはりその区を代表するということであると、長がついた方がわかりやすいというふうな意見も出ていたんですが、その辺のことがちょっと協議の中で御検討されたのかどうか、また今後検討される余地があるのかどうかお尋ねします。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 合併協議の中でその辺は議論を十分してきております。現在のところ、条例上は自治委員という形ですが、それらを含めまして挾間町の区長会あたりからも、昔、従来使っていました区長会という名称に戻してほしいというふうな意見も聞いているところでございます。今後、この辺は自治委員がいいのか、自治区長がいいのか、区長がいいのかってということは、再度検討をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） 2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ぜひ自治委員会、自治委員総会なりで、そういった御意見を各自自治委員さんの方から伺っていただいて、よりよい方向に持って行っていただきたいというふうに思います。

次に、由布市立幼稚園の設置に関する条例の中で、これはもう2年保育ということで決まったのかどうか、その辺を教えてください。

学校教育課長（太田 光一君） 学校教育課の太田です。2年保育につきましては、現在由布院幼稚園、それから、この部門だけは2年保育をやっておりますが、挾間地区におきましては、現在行っておりません。これにつきましては、今後検討課題ということでございます。

それから、庄内地区におきましても2年保育をやっております。3町一緒になりましたので、レベルを合わせる意味合いもありますが、ただ挾間地区におきましては、施設の関係もありまして、今後検討課題ということでございます。

議長（後藤 憲次君） 2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） それは、来年の4月から受け入れが可能になるとか、それまでの答えが出るとか期間的なものが、もし今わかれば教えてください。

学校教育課長（太田 光一君） 挾間地区につきましては、これからの検討課題になるかと思いますが、皆さんの要望もたくさんありますので、できるだけ早くとは思っておりますが、施設の関係がありますので、いつになるかは今のところとは言えません。

議長（後藤 憲次君） 2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） はい、わかりました。まさか2年のところを1年にするというふうなことはないと思いますので、その辺はよろしく願いしたいと思います。

次に、公民館の由布市公民館条例の中で、以前、公民館の運営審議会というのに、議会の中から代表者が入っておったと思うんですけども、今回私たちがいただいた一覧表の中に、その運営審議会の充て職がなかったというふうに覚えているんですが、その辺の経過を教えてください。

学校教育課長（太田 光一君） 2番議員にお答えいたします。今、審議会の審議委員さん、いかにどうするのか、高橋議員さんが言いますように、有識者、それから経験者、それ等を入れるべきかどうかというのはやはり検討を、今しているところでございます。

議長（後藤 憲次君） 2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） そうすると、議会の中からも代表が入れる可能性があるのかということと、現在委員の定数がアバウトで50人という、この2、4、5公民館の中で50人というふうに規定をされていますが、この辺の人数割りというのが、もう50人以内ですね、50人以内と規定されていますけど、この辺の振り分けができていくかどうか、その辺もちょっと教え

てください。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 生涯学習課長でございます。2番議員にお答えいたします。

今そのところを、今非常に難儀しているところでございます。やはり地区館になりますと10人必要なかどうか、何人必要なのか、ちょっと討議しているところでございます。それと、議員さんの中から有識者として審議委員に入るべきかどうか、これも非常に地域性がありますので、やはり有識者が入ったときに、議員さん方が入ったときの、どういう対応をするのか、そういうのもやはりもろもろまた文教厚生委員会の中でも討議していただきたいと思っております。今のところ、社会教育委員さんには入っていただくけど、公民館運営審議会はいかななものかと、まあ説が出ているところでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。ぜひ地域特性を生かして人選をきちっとやっていただきたいというふうに思います。

続きまして、由布市の文化財の保護条例の中で、今まで各文化財の指定をされていたと思えますけれども、現在、今までされていたものの経過措置をちょっと教えていただきたいと思えます。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 2番議員にお答えいたします。

今文化財につきましては、3町あわせて102カ所ございます。それで、国の指定、それから県指定、それから町の指定というのがあります。そういう中を今一応解除いたしまして、指定解除いたしまして再度10月1日から何といいいますか、指定管理ということでなっております。それで、このすべてを、102をいかにするかという、これははっきり言いまして、今文化財指定委員さんが、調査委員さんが決定しておりません。それで7名ということをお願いしているところでございます。それで、今もうそれも人員の選考に入っております。それで、これから先の文化財の保護の保護条例とか、文化財の試掘ですかね、発掘、これについても今回庄内の方で1カ所出ました。それについての県の方の指定と管理状況をどうするのか、それを協議しているところでございます。

いずれにしろ、調査委員さんが決まりまして、その指定方法をまた新たに決めていきたいと思っております。条例はできていますので、それに従っていきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 1回指定を解除されているということなんですけれども、合併をして、その地域の伝統や文化というものが薄れるんじゃないかということを市民が懸念されてお

りますので、できれば、できればといいますか、有形無形あわせて102ということでもよろしいんですかね、102指定ということですね。こういったことを、まずそこを尊重されながらよりよい指定をお願いしたいというふうに思います。

最後に1点だけ。青少年問題協議会のこの主管課はどちらになるんでしょうか、教えてください。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 総務課長の篠田です。高橋議員の御質問にお答えいたします。

青少年問題についての主管課はどこかということですが、由布市になりましてからは総務課ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 総務課ですね、条例の中では厚生の方に入られているんですかね、条例、この例規集の中。それはあれなんですけれども、旧3町で多分所管している課は違ったと思うんですけれども、どのような経緯で総務課ということになられたのか、その辺ちょっと経過を御説明いただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 篠田です。その経緯といいますと、ちょっとその経緯は、私もまた分科会に入っていないのでわかりませんが、庄内町におきましては、青少年の防犯関係につきましては、生涯学習課、公民館が担当しておりました。

それから、湯布院は生涯学習課、挾間が福祉健康課、それぞれ担当課が違っていたということで、由布市になりましてからは、交通防犯ということで総務課の方で担当するというようになっております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 総務課長も大分迷われているようですけれども、青少年問題協議会ってというのは、多分青少年の健全育成が私は主ではないかと、防犯ですとか、何かちょっと指導するみたいな形でいくと、総務課が持っているのがちょっとおかしいかなあというふうに思うんですけれども、これはこれからの課題でもあらうと思いますが、私はできれば、青少年問題協議会、教育委員会部局あたりが、これを所管していくことが、今後の青少年の健全育成、この趣旨に、この内容もちょっと改めていかなければならないと思いますけれども、そういうふうに思っています。ぜひとも検討といいますか、していただきたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これでは質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。西郡均君。これに反対者の討論を許します。

議員（8番 西郡 均君） 専決条例の承認案については反対であります。一番先にやっぱり言いたいのは、質疑の中でも言いましたけれども、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例については、挟間の議会で合意できなかったものを平気で、担当者の思惑で必要だと思うから上げたなんていうことを堂々と議員の前で言えるなんていうこと自身、私には信じられないことなんですけど、そういうことは、やっぱり断じて許されないと、そういう重要な政策課題についてはきちっと議会の了解を得て、やっぱり議案も提案すると。専決だから、もっと罪が重いですよ。

各町村に合った、それぞれのいい条例について、それを残していこうということで、この専決に上げられている中でも、随分いろいろな政策課題のやつを上げています。それは、敬意を表するとか尊重いたします。非常に結構なことだというふうに思います。

ただ、先ほど冒頭に指摘しましたように、処分の中に上げていないけれども運用はするという条例については、これは私にとっては、ちょっとそのまま放置するのは問題があると思いますので、早急にこれでいいのならいい根拠をきちっと示してほしいというふうに思います。

さらに、中で幾つか指摘されている点で、庄内町の寮については理解できました。休眠状態ということでわかったんですけども、挟間の保健センターについては、これはもう言語道断ですよ、やっぱりないものはないとしてきちっと手続上もすると、条文にもうたうということが必要にもかかわらず、形式的に残していることが、さも当然かのように、平気でそういうことを言うというのはちょっと信じられないという思いです。

あと特に、これだけはというのはありませんけれども、1番議員の指摘された契約案件で1億5,000万円ってというのは、私も本当にそれを聞いていてちょっとひどいというふうに思いました。少なくとも、やっぱり1番議員が指摘されたように5,000万円以上の件については、やはり議会にきちっと報告して、そして、議決じゃないにしても適切な措置をとられるようお願いをいたしたいと思います。

それと、気になったのは、職員がこう思うからというのはわかるんですけども、住民が主人公ですから、合併に際して住民負担が多くなったというのでは、これは困ります。とりわけ、さっきの議論なんかで聞いてみると、湯布院町の公民館については、その使用料は、職員は3町の協議で、それは料金を徴収するのが妥当だというふうに思ったかもしれませんが、住民合意を得るという点では、肝心の議会にもそれが承諾されていないということも明らかになったわけですから、より慎重に、運用は早急にやるんじゃなくて、慎重に運用するというようお願い

したいと思います。

以上で反対討論を終わります。

議長（後藤 憲次君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより承認第1号専決処分の承認を求めることについて（由布市役所の位置を定める条例外214件の条例制定について）を採決します。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、承認第1号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

日程第2．承認第2号

日程第3．承認第3号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第2、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（大分県退職手当組合の加入について）及び日程第3、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（大分県消防補償等組合の加入について）を一括議題といたします。

担当部課長に詳細説明を求めます。総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。それでは、承認第2号から御説明を申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、大分県退職手当組合に加入することについて別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるとのことでございます。

次のページをお願いいたします。専決処分につきましては、10月1日で由布市長の職務執行者で行われました。この内容でございますが、次のページに掲げてございます。大分県退職手当組合規約の一部を変更する規約でございまして、別表の中で豊後大野市、竹田市に続きまして由布市を掲げてございます。実は、この規約につきましては、旧町で9月30日で一応脱退をいたしました。それで、新たに10月1日から由布市として加入をさせていただきたいということでございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、承認第3号専決処分の承認を求めることについてでございます。裏面をお願いいたします。これにつきましても、平成17年の10月1日付で職務執行者名で専決処分をいたしたところでございます。

これにつきましては、大分県消防補償等組合理約の一部を変更する規約ということで、これにつきましても由布市という形での加入をいたしたところでございます。すべての市町村が入ってございませんが、ここに掲げているほかの町につきましては、独自で対応しているというのが状況でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（後藤 憲次君） 詳細説明が終わりました。

これより質疑を受けます。質疑はありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 2号、3号ともに、既に専決処分されて通知が行っているんで、その回答も来ていると思います。承認された、承認されたというか、規約が変更された年月日と許可番号ですね、直近のもあわせて報告をお願いしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。西郡議員の質問にお答えいたしたいと思えます。

一応こういう形で専決処分いたしまして書類を送付したわけですが、ちょっと手元にその回答、日付、それから書類を持ち合わせておりませんので、また後刻お知らせをいたしたいと思えます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 挟間の9月議会の時点までは全部資料をもらっているんですが、9月以降についてそれぞれ承認年月日と付加番号をあわせて資料ともどもいただけるようお願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。 これで質疑を終わります。

討論を省略し、これより承認第2号専決処分の承認を求めることについて（大分県退職手当組合の加入について）及び承認第3号専決処分の承認を求めることについて（大分県消防補償等組合の加入について）を一括採決いたします。本案の2件は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、承認第2号及び承認第3号の専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

日程第4 承認第4号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第4、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（由布市の公の施設の大分市区域内設置に関する協議書について）を議題といたします。

担当課長に詳細説明を求めます。部課長。

産業建設部長（後藤 巧君） 産業建設部長の後藤です。それでは承認第4号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

区域外における公の施設の設置に関する協議について専決をさせていただきました。裏面をごらんいただきたいと思います。この施設につきましては、由布市の上水道を大分市の東野台並びに大字東院の一部の方に供給をいたしております。で、配水管等が大分市の中に入っております。そういう関係で大分市との協議をしたわけでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 詳細説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 協議の中身内容なんですけれども、地方自治法第244条の3の規定に基づき、次のとおり大分市の公の施設を大分市に設置するというのは意味不明なんですけれども。

丁寧に考えたら、次のとおり由布市の公の施設を大分市に設置するというのかなあと、むしろ文言がなくて、次のとおり公の施設を大分市に設置するというのなら最もわかりやすいんですけども、次のとおり大分市の公の施設を大分市に設置するなんていうのじゃ意味がさっぱりわからんことなるんですが。

議長（後藤 憲次君） 産業建設部長。

産業建設部長（後藤 巧君） 西郡議員のおっしゃるとおりです。これ条文ちょっと間違っております。議長訂正をお願いいたしたいんですけど。

議長（後藤 憲次君） 今のように訂正をいたしたいということですが。皆さんどうですか。じゃあそのように訂正いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これより承認第4号専決処分の承認を求めることについて（由布市の公の施設の大分市区域内設置に関する協議書について）を採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、承認第4号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

日程第5・承認第5号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第5、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（大分市の公の施設の由布市区域内設置に関する協議書について）を議題といたします。

担当部課長に詳細説明を求めます。

産業建設部長（後藤 巧君） 産業建設部長でございます。承認第5号専決処分の承認を求めることについて、区域外における公の施設の設置に関する協議を専決をいたしました。裏面をごらんください。

これは先ほどのとは逆に、大分市の公共下水道が由布市の挾間町医大ヶ丘1丁目から3丁目に埋設をされております。この施設の協議を専決をいたしました。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 詳細説明が終わりました。これより質疑を受けます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

これより討論を省略し、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（大分市の公の施設の由布市区域内設置に関する協議書について）を採決いたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、承認第5号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

日程第6．承認第6号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第6、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（大分地域介護認定審査会の共同設置に関する協議書について）を議題といたします。

担当部課長に詳細説明を求めます。福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 健康福祉所長の今井です。承認第6号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、大分地域介護認定審査会の共同設置に関する協議について、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

次のページに専決処分書、それから規約を載せておりますけれども、これにつきましては、大分郡3町が合併し、由布市になったことに伴い、旧規約を廃案し、新たに大分市、由布市で構成する大分地域介護認定審査会の共同設置についての規約を定めたものでございます。

なお、旧規約条文中の関係市町を新規約では大分市、関係町を由布市と字句の訂正を行ってお

ります。これ以外の内容につきましては、全く同一でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 詳細説明が終わりました。

これより質疑を行います。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） この大分地域介護認定審査会の事務局が、公告式による規約の変更の告示をした日と、その番号を教えてくださいんですが。

議長（後藤 憲次君） 福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 手元に資料がございませんので、後ほど届けさせていただきますということで御理解をお願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これより承認第6号専決処分の承認を求めることについて（大分地域介護認定審査会の共同設置に関する協議書について）を採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、承認第5号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

日程第7．承認第7号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第7、承認第7号専決処分の承認を求めることについて（大分地域広域市町村圏協議会の設置に関する協議書について）を議題といたします。

担当部課長に詳細説明を求めます。総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。承認第7号専決処分の承認を求めることについての説明を申し上げます。

大分地域広域市町村圏協議会につきましては、以前大分市、それから旧佐賀関町、野津原町、それから大分郡の3町で構成されてございました。以前お諮りいたしまして、佐賀関町、野津原町が脱退いたしまして、大分市と3町で構成されていたわけでございますが、由布市の発足の伴いまして、大分市及び由布市でこの協議会をということになった次第でございます。それが主な変更でございまして、あとは両市でそれぞれ協議会のいろいろな役の選任もやっていくと、そういうことございまして、ほかの事務所の位置等々につきましては変更はございません。よろしくお願いたします。

議長（後藤 憲次君） 詳細説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） この協議書が、大分市長釘宮さんがつくった協議書ならいいんですけどね、由布市の市長職務執行者がつくったにもかかわらず、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、由布市と次の規約により大分地域市町村圏協議会を設置するとなっているんですよ。何でこんなことを平気で見落としたんですかね、担当課が。

そしてまた、わかった時点で早急にこういうことがきちっとできなかったのかどうか、そこ辺も私摩訶不思議ではないんですけどね、堂々とかこういうふうに出していきっていくところ自体、私には理解のしようがないんですけど。

議長（後藤 憲次君） ちょっと休憩します。

午後1時56分休憩

午後2時12分再開

議長（後藤 憲次君） それでは再開いたします。

市長。

市長（首藤 奉文君） この承認案件第7号につきましては、議案に不備がございましたので、一応取り下げさせていただいて、明日また上程させていただきたいと思いますが、よろしく願います。

議長（後藤 憲次君） ただいま市長の方から、この承認第7号については一応取り下げ、正式なものを明日出したいということなんですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） それでは、承認第7号については、明日にします。取り下げます。

日程第8 承認第8号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第8、承認第8号専決処分の承認を求めることについて（指定金融機関の指定について）を議題といたします。

担当部課長に詳細説明を求めます。総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。承認第8号専決処分の承認を求めることについての説明を申し上げます。

裏面をお願いいたします。指定金融機関の指定について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分するということでございまして、10月1日に職務執行者で専決をさせていただきました。大変申しわけありません、途中でありますが、議長ちょっと訂正がござ

いまして。

議長（後藤 憲次君） 訂正があるようですので許可します。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 大変済みません、途中で申しわけありませんでした。

指定金融機関の指定についての下の行でございますが、地方自治法第235条の2ということになっております。「の2」を削除をお願いいたしたいと思っております。大変申しわけありません。それで、第235条の規定によりと相なります。

それでは説明をいたしますが、既に旧3町で指定金融機関並びに収納代理金融機関を定めてございました。新たに由布市になりまして、指定金融機関を株式会社大分銀行にいたしまして、あと大分県信用組合湯布院支店、株式会社豊和相互銀行湯布院支店、大分みらい信用金庫、さわやか農業協同組合、湯布院町農業協同組合を収納代理金融機関といたしたいわけでございます。よろしくをお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 詳細説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

これより承認第8号専決処分の承認を求めることについて（指定金融機関の指定について）を採決します。本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、承認第8号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

日程第9．承認第9号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第9、承認第9号専決処分の承認を求めることについて（町の区域の設定について）を議題といたします。

担当部課長に詳細説明を求めます。総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。承認第9号専決処分の承認を求めることについてでございますが、次のページをお願いいたします。

町の区域の設定についてということで、地方自治法第260条第1項の規定により、平成17年10月1日から旧大分郡挾間町の区域をもって由布市挾間町、旧大分郡庄内町の区域をもって由布市庄内町、旧大分郡湯布院町の区域をもって由布市湯布院町の区域を、それぞれ新たに次の表の左の欄に掲げる町及び字の名称を同表の右に掲げる名称に変更するということでございます。それぞれ変更前、例えばで申し上げますと大字高崎を挾間町高崎、以下同じ例に倣ってそういう形で変更をお願いしたい次第でございます。よろしく申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 詳細説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

議員（８番 西郡 均君） 町及び字の名称を裏に掲げる名称に変更するというのですから、左欄もね、左の欄も挾間町大字高崎でないと次の右の欄が挾間町高崎にはなり得ないんですよ。何でこんなことが平気で専決されるのか、私には理解できんのですが、この１１月のきょうまで、こういうことに対して何もだれも感じないっていうのが、私には全く一体どうなっているのかっていうふうに思いたいんですけどね。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。西郡議員からの御指摘でございますが、御指摘のように、本来ですと変更前が挾間町大字高崎ということに対して、変更後が挾間町高崎という格好が正しかったかと思われませんが、それぞれ挾間町、庄内町、それから湯布院町が大字の前にあるというような解釈のもとで御理解願えればと思っておりますが。

議員（８番 西郡 均君） 先ほど湯布院の振興局長にこの証明をする場合、どうするのかって言ったら、各振興局でもやるし、同時に庄内町でもやりますということだったんで、その証明が、このようにやられるのか、それだったらもう外部に出るんですよ、私も早速、この証明をもらいたいんですよ。告示されたとおりにやらんで、それに挾間町をくっつけて証明されると、一体それなら何だったんかってなるんですよ。そういうことでいいのかと、公の問題になりはしないかというふうに思いますけれども、その点は大丈夫でしょうか。

議長（後藤 憲次君） ちょっと休憩します。

午後２時23分休憩

.....
午後２時26分再開

議長（後藤 憲次君） 再開します。

市長。

市長（首藤 奉文君） この承認案件につきましても、かなり書類に不備がございますので、本日は取り下げさせていただいて、明日また上程させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（後藤 憲次君） 議案承認第９号については取り下げ、再提出いたします。

どうぞ。

議員（２番 三重野精二君） 朝から随分、腰を据えて聞いておりますが、執行部側に要求をしますが、この会議は本会議なんですよ、余りにも私はやっぱし提案に対して不謹慎であると、もう少し議会に示すそういう提案事項については、慎重を期して、そういう皆さんから指摘を受けないような、これだけの幹部がおるのでしょうが、今朝から何件、わずかな点がとか、何とか

というような指摘をするのもどうかと思いますけども、そうじゃなしに、今の件にしましても、少なくとも庄内町においては何件もが、この書類の中がない、そのような書類を持って、堂々と議会に提案をすると、そういうことが、私はやっぱりもう少し職員も規律を正して真面目に取り組んでほしいと思います。そんないい加減な、議会から指摘をいちいちされるような、そんな形で俺は知らんぞと、誰がしたんかっていうような、皆お互いが顔をしているような、私はずっと黙って聞いておりますけども、もう少し新しい市になったら、そのくらいの、皆さん方やっぱり気持ちを持って、自分でつくった書類には、少なくとも責任を持って、私は提案をするくらい、正直言いまして、今回は、もうこれで本当私は、ちょっともう、今日やめようと言いたい。でない、と、まだそれなら市長が何回も、ものが出て来ればその都度取り下げをしますか、そんないい加減な私は提案っていうのは、もう少し議長から私はそこらの面については、厳しい意見を私は言ってほしいというふうに思います。

議長（後藤 憲次君） 今、三重野議員から示されたように、執行部ももう少し慎重に議案については慎重に精査きちっとして提出していただきたいというふうに思います。今後間違いのないように努力していただきたいというふうに思います。

日程第10・承認第10号

議長（後藤 憲次君） それでは、次に、日程第10、承認第10号専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布市一般会計暫定予算について）を議題といたします。

担当部課長に詳細説明を求めます。どうぞ。

財政課長（米野 啓治君） 財政課長の米野でございます。承認第10号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成17年度由布市一般会計暫定予算を別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

暫定予算につきましては、きのう委員会で、各委員さんに御報告したとおりでございます。平成17年度9月末の3町の現計予算額、これは17年の当初予算、それから6月補正、9月補正、すべて含んだ合計が、3町の合計が155億6,454万8,000円となっております。

それで、今決算をして、決算が出た額を引きまして、今度由布市としての事業歳入歳出に加えまして由布市の本予算とするものでございます。このつなぎ予算として暫定予算を編成しているところでございます。

暫定予算、それぞれ款項目節に数字を打ち込んでおりますが、あくまでも見込みで入れております。業務遂行ができるようにしているものでございまして、本予算が成立しますと暫定予算は効力を失うものでございます。ただし、暫定予算中の未執行の部分だけでありまして、執行され

た分につきましては、当然有効で、本予算の相当部分に吸収されるものでございます。

暫定予算の詳細につきましては、これ一応3町それぞれ合算しておりまして、非常に説明もしにくく、大きな部分だけは御説明いたしたいと思っておりますが、小さい部分につきましては割愛させていただきたいと思っております。改めて本予算のときに説明させていただきたいと思っております。暫定予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ98億6,600万円をお願いするものでございます。

それでは、平成17年度暫定予算に関する説明書をお開きください。

まず歳出の方から行きたいと思っております。歳出の1ページでございます。1款の議会費につきましては7,577万5,000円をお願いしております。これはすべて経常経費で議員さん関係の報酬、それから議会の職員の方の給料等でございます。

第2款の総務費につきましては19億7,758万3,000円をお願いしております。総務課の職員並びに市三役さんの職員給料報酬等を入れております。

それから、3ページの13委託料の中に、新市電算導入事業がございます。これは合併特例事業でございまして、一応推進債を充てるようにしております。

ずっと4ページをお開きください。4ページの一番上でIP電話システム新設事業、これにつきましては、高速大容量回線のインターネットを使った電話サービスでございます。非常に料金が安いことで、これを入れているようにしております。これも一応推進債を充てるようにしております。それから、工事請負費でございますが、これはほとんど各3町の庁舎の改築事業等でございます。

それから、ずっといきます、6ページの工事請負費につきましては、庄内、湯布院のふるさと交流施設、温泉の掘削、それから乙丸温泉館の改修工事等でございます。

それから、7ページの下から2行目は、土地開発公社に負担する分で2件でございます。湯布院の分でございます。

それから、9ページをお開きください。13委託料、閉町記念誌等の作成業務がございます。

それから、ずっといって大きいもので16ページの報酬でございます。国勢調査指導員の調査員の報酬となっております。

で、次に3款民生費につきましては20億9,577万8,000円をお願いしております。1目の社会福祉総務費は福祉対策課の職員等でございます。工事請負費につきましては、これは庄内町の繰越分でほのぼのプラザの分でございます。

それから、20ページ、老人保護措置費等、それから3目の障害者福祉につきましては、重度心身障害者医療費の助成金、それから、身体障害者施設訓練等の支援費等が大きなものでございます。そして、4目の国民健康保険の事務費につきましては、国民健康保険特別会計繰り出し金

が大きなものでございます。次の老人保健事務費につきましては、老人保健特別会計繰り出し金、それから、次の介護保険事務費につきましては、介護保険事務費の繰り出し金大きなものでございます。

で、24ページの児童措置費につきましては、扶助費、20節の扶助費で保育所運営費が大きなものでございます。

27ページに移りまして、市になりまして、生活保護費は市で持つようになっておりますので、この部分が、今まで3町の中ではなかった部分になろうかと思えます。28ページの扶助費が、生活保護者に対する費用でございます。

それから、ちょっとずつ進みます。36ページの繰り出し金で、これは健康温泉館事業特別会計に繰り出す繰り出し金でございます。

それから、41ページにつきましては、4目の上水道施設費で、繰り出し金、簡易水道特別会計、上水道特別会計に繰り出す繰り出し金大きなものとなっております。

5款の労働費につきましては303万6,000円をお願いしております。

それから、6款の農林水産業費につきましては8億9,679万8,000円をお願いしております。この中で大きなものは46ページ、中山間地域等直接支払い交付金大きなものとなっております。

それから、47ページの19節負補交で久住飯田牧場振興対策費補助金でございます。

それから、48ページの5目農地費につきましては、工事費が大きなものとなっております。農道整備、それから農地等高度利用促進事業並びに元気な地域づくり事業となっております。

それから、49ページの負補交の中で、直入庄内地区の農業用道路整備負担金、これが大きなものでございます。

それから、50ページ、これも同じく負補交で、森林整備地域活動支援事業交付金でございます。農林水産業費では主なものはそういったところでございます。

次に、7款の商工費につきましては、1億2,666万4,000円をお願いしております。

52ページの19節負補交で、商工会補助金大きなものでございます。

それから、53ページの工事請負費、これにつきましては、男池周辺整備、それから城ヶ原キャンプ場のトイレ工事、それから神楽殿の照明工事、それから、男池の水路変更工事等となっております。

次に、8款の土木費では、11億5,884万2,000円をお願いしております。55ページの道路新設改良費の中で工事請負費が大きなものとなっております。それぞれ3町大きい工事がございまして、これはまた本予算のときに詳細説明をさせていただきたいと思っております。

56ページの19節負担金補助及び交付金の中の国・県道改良事業負担金大きなものとなっ

ております。

次に、9款の消防費4億4,460万7,000円をお願いしております。ここにつきましては、1目の常備消防費、由布市の消防署となりましたので、今までの大分地域消防職員の給料等を入れております。

それから、60ページの非常備消防費並びに61ページの消防施設費につきましては、消防団員に対する費用でございます。

10款の教育費につきましては、8億2,949万7,000円をお願いしております。この中で2項の小学校費の中の工事費、66ページでございます。これにつきましては、各学校ごとの修繕工事となっております。

それから、67ページの学校建設費の中の、3目学校建設費の中の15節工事請負費につきましては、由布川小学校の大規模改造事業となっております。教育費につきましては、大きなものは以上でございます。

11款の災害復旧費2億7,602万1,000円お願いしております。

それから、最後の12款公債費につきましては、元利償還、公債諸費で11億3,848万7,000円をお願いしております。13款の諸費、これは2,437万1,000円でございます。17節の公有財産購入費、これにつきましては、開発公社の金融機関への返済分を計上しております。

14款予備費につきましては、一応500万円を計上いたしまして、総額98億6,600万円となっております。

次に、歳入に行きたいと思います。

1ページにお戻りください。1款の市税、これにつきましては、17億574万3,000円をお願いしております。一応この市税につきましては、歳入歳出のバランスをとるための一応調整をしております。

2款の、2ページの2款地方譲与税につきましては、合計2億5,793万9,000円を見込んでおります。

3款利子割交付金434万7,000円、それから4款配当割交付金321万5,000円でございます。それから株式等譲渡所得割交付金、これも312万7,000円。

次に、6款の地方消費税交付金につきましては、1億8,799万1,000円を見込んでおります。

7款ゴルフ場利用税、それからずっと行きます、これ10款まですべて見込みで入れております。

11款の地方交付税につきましては、14億3,911万6,000円と、これは普通交付税、

特交合わせた額となっております。

12款交通安全対策特別交付金、それから13款の分担及び負担金、すべて一応見込みで、分担金、負担金につきましては3億8,838万4,000円となっております。

6ページの14款使用料及び手数料1億1,806万3,000円、それから8ページの15款国庫支出金につきましては16億1,485万2,000円となっております。

それから、10ページの16款県支出金につきましては17億3,731万9,000円となっております。

14ページの17款の財産収入につきましては65万3,000円となっております。

18款の給付金につきましては、一応頭出しの1,000円となっております。

19款の繰入金は、財政調整基金、減債基金からの繰入金でございます。

20款の繰越金は一応上がっておりません。

21款の諸収入につきましては9,877万5,000円となっております。

最後に、22款の市債を上げて、18億4,030万円を計上いたしまして、98億6,600万円で歳入歳出のバランスをとっているものでございます。

以上で詳細説明を終わります。どうか御承認方よろしくお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 詳細説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） きのうの説明会の折にお願いしたことが全く聞かれてないんですけども、幾つも言ったわけじゃなくて、たった2つしか言わなかったんですけどね。まるっきり聞いてなかったんですか。

議長（後藤 憲次君） 西郡君。

議員（8番 西郡 均君） 何かまるっきりわからんちゅうような顔してんですけど。後藤部長、あなたのところは処理されたと思うんですけども、財政課には何も、財政担当には何も言わなかったんですか。

議長（後藤 憲次君） 教育次長。

産業建設部長（後藤 巧君） お答えをいたします。

処理ていいますか、この口頭、当初議長に変更といいますが、訂正の許可を得て訂正をするようにというふうな指示が私の方の課はいたしました。財政には私の方からは言っておりません。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

財政課長（米野 啓治君） 西郡議員にお答えいたします。

要するに、括弧書きの部分だったんでしょうか。あれにつきましては、本当、まず先に来るのが正解ちゅうか、多分それが本当だと思います。

議長（後藤 憲次君） 西郡君。

議員（8番 西郡 均君） よそんなところの要らん世話やかんでもいいんです。あんたところには入ってないちゅうのを言いよんです。だから、もういいですわ。その程度のことなら、これからが心配ですわ。

先ほど説明の中で、繰り越しについては入れてないというふうに言ってたんですけど、理由はちょっと教えていただけんですか。どういう理由からか。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 繰り越しについては、暫定予算そのものをつくるとき、まだ決算が出てないもんですから、はい。決算が出て、今度本予算を作成するときには繰り越しすべて、剰余金はすべて入れていくようにしております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） この時点で決算ができてなかった町の名前を教えてください。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 西郡議員にお答えいたします。

決算はつい最近ちゅうか、9月30日で締めますので、暫定予算をそれまでにある程度作成しておかないと、次、10月1日からの執行ができないものですから、その関係で、はい、決算は後になります。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） ちなみにお尋ねしますけども、もう既に11月の17日です。9月末の款別収支月計表がそれぞれの町でできてるかどうか確認したいんですけども。会計課長でわかるんかな、どこでわかるんかな、別々やろ。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 西郡議員にお答えいたします。

款別月計、挾間町の場合はすべて会計課で作成しておりました。で、ちょっとよその町村につきましては、多分会計だと思います、はい。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。西郡議員にお答えをいたします。

既に9月末の決算、当然決算書できておりますし、その辺挾間町以外も完備されてるということでございます。会計課長ちょっと出席してございましたが、どうしても3時まで支払いの関係でということで席外させていただきました。

議員（8番 西郡 均君） 後で確認して、どなたか上司の方が御返答いただきたいんですけど、はい、済みません。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。はい、どうぞ。マイクをあげてください。藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 1点質問をいたします。36ページの歳出、款4の衛生費、この中の19節に一万二千人の祭典の補助金400万円ということで暫定予算を組んでおるようでございますが、これ祭典と衛生費との関連はどういうことでここに上げたんですか。そこら辺の質問を、お答えをお願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 湯布院振興局長。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） 藤柴議員さんの御質問にお答えいたします。湯布院振興局長の佐藤です。

これ湯布院町の一万二千人の祭典で今までやっておりまして、今回はちょっと名称は変えてございます。オータムフェアということで、挟間のきちよくれ祭り、それから神楽祭り等に匹敵するようなお祭りでございます。

湯布院町としましては、旧湯布院町としましては、公民館、それから福祉、それから環境、農政、いろんな分野が入っておりますので、事務局が持ち回りでそれぞれの担当のところで予算を上げるということではしておりまして、今回は生活環境という衛生の方の課が担当してございましたので、そちらの方で予算上げておりましたので、それがそのまま移行してございます。

議長（後藤 憲次君） ほかに。藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 今まで大体ふるさと祭りとか、ここにもありますけど、そういう項目については商工観光費というような形で取り上げております。そういった面で、わかりやすく、そちらの方向で、確かに持ち回りというのも十分わかるんですけども、やっぱり統一した方が我々議員も非常に納得しやすいですし、わかりやすいと、このように思いますんで、そこら辺今後前向きに取り組んでいただきたい、このように思います。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これより承認10号専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布市一般会計暫定予算について）を採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、承認第10号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。後は15時5分から再開をいたします。

午後 3 時 00 分休憩

午後 3 時 07 分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

総務部長より答弁漏れについての申し込みがありましたので、総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。

8 番議員から、西郡議員からの御質問の中で、款別収支月計表の作成状況についての質問がございました。確認いたしまして、旧 3 町ともそれぞれ整備できておりますので、御報告をいたしたいと思います。

日程第 11 . 承認第 11 号

議長（後藤 憲次君） それでは、次に、日程第 11、承認 11 号専決処分の承認を求めることについて（平成 17 年度由布市国民健康保険特別会計暫定予算について）を議題とします。

担当部課長に詳細説明を求めます。はい、どうぞ。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課の佐藤といたします。よろしくお願いたします。

承認第 11 号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 17 年度由布市国民健康保険特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、承認を求めるものでございます。

この理由としましては、合併に伴いますものでございまして、先ほど財政課長の方から申し上げましたように、9 月末で締め切り、その残りでしたと、予算措置したということでございます。

内容につきまして申し上げますと、歳入歳出それぞれ 16 億 9,345 万 2,000 円となっております。国保会計におきましては、主な収入としまして、保険税、それから国庫支出金、療養給付交付金等が主なものでございます。それと繰入金が入っております。それで合計が 16 億 9,345 万 2,000 円となっております。

支出の主なものにつきましては、特に国保保険につきましては、大半が保険給付費ということで、予算書の 1 ページにありますように、支出の 1 ページですかね、ありますように、11 億 2,844 万 7,000 円ということになっております。そのほか老人保健の拠出金 3 億 4,335 万 5,000 円というようなことで、大半が拠出金並びに給付金となっております。保険事業につきましては、2 つ合わせまして約 4,000 万円程度の保険事業をやっております。大まかに申しまして申しわけございませんが、合わせますと 16 億 9,345 万 2,000 円ということになっております。よろしくお願したいと思います。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 詳細説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。 ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

これより承認 11号専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布市国民健康保険特別会計暫定予算について）を採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、承認第11号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

日程第12・承認第12号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第12、承認12号専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布市老人保健特別会計暫定予算について）を議題といたします。

担当部課長に詳細説明を求めます。どうぞ。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課長の佐藤でございます。

承認第12号専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成17年度由布市老人保健特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、承認を求めるものでございます。

理由につきましては、先ほど国保会計と全く同じでございます。

歳入歳出それぞれ21億981万4,000円となっております。詳細に申し上げますと、この歳入におきましては、支払い基金交付金としまして17億7,973万5,000円、大半が交付金となっております。国庫支出金におきましては2億6,153万2,000円ということで、この2つでほぼ全額を占めることになっております。その合計が21億981万4,000円ということでございます。

支出別に申し上げますと、医療諸費としまして20億9,317万3,000円ということで、ほぼ全額に近い金額が療養給付費ということでございます。支出、諸支出金におきましては1,663万5,000円ということで、支出に関しましては、このほとんど2つが占めてるというような状況でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 詳細説明が終わりました。

これより質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより承認 12号専決処分の承認を求めることについて（平成 17年度由布市老人保健特別会計暫定予算について）を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、承認第 12号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

日程第 13 . 承認第 13号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 13、承認 13号専決処分の承認を求めることについて（平成 17年度由布市簡易水道事業特別会計暫定予算について）を議題といたします。

担当部課長に詳細説明を求めます。どうぞ。

水道課長（目野 直文君） 水道課長の目野と申します。

訂正がございますので、許可をお願いしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

水道課長（目野 直文君） 表から 3枚目の、地方債の第 2条でございますが、地方自治法（昭和 22年法律第 67号）、この「（昭和 22年法律第 67号）」を書いていただきたいと思えます。

議長（後藤 憲次君） わかりましたか、皆さん。わかりました。もう 1回、もう 1回言ってください。3枚目。

水道課長（目野 直文君） 平成 17年度由布市簡易水道事業特別会計暫定予算で書いてる用紙でございます。その第 2条でございます。の、「地方自治法第 230条」とありますが、「地方自治法（昭和 22年法律第 67号）」ということでございます。の挿入をお願いしたいと思うわけでございます。

それでは、承認第 13号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第 179条第 1項の規定により、平成 17年度由布市簡易水道事業特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3項の規定により、これを報告し、承認を求めますということでございます。よろしくお願ひいたします。

この暫定予算につきましては、9月で締めまして、今由布市の簡易水道は庄内が 5地区、湯布院が 5地区ございまして、その 10地区の簡易水道事業の特別会計予算でございます。

歳出につきましては、総務管理費で、主なものが工事請負費で 4,568万 5,000円でございますが、これは庄内に当たりますが、道路改良に伴います工事でございます。それと湯平簡易

水道の拡張工事を行っております。その湯平簡易水道の拡張工事に9,421万9,000円、これが主な歳出でございます。

歳入に当たりましては、負担金、これは管理負担金と工事負担金でございます。以外には、水道使用料と一時一般会計の繰入金の4,794万1,000円と基金からの繰入金で1,567万4,000円ということでございます。と、市債が7,530万円で、これは湯平簡水事業債ということでございます。

で、歳入歳出の予算でございますが、歳入歳出それぞれ2億4,288万3,000円と定めるということでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 詳細説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより承認13号専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布市簡易水道事業特別会計暫定予算について）を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、承認第13号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定をいたしました。

日程第14・承認第14号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第14、承認14号専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布市介護保険特別会計暫定予算について）を議題といたします。

担当部課長に詳細説明を求めます。どうぞ。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課の佐藤でございます。

承認第14号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成17年度由布市介護保険特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、承認を求めるとでございます。

内容につきましては、先ほど国保会計、老人会計で申し上げたとおりでございます。

内容を申し上げますと、歳入歳出それぞれ13億6,331万3,000円となっております。

歳入の主なものを申し上げますと、歳入につきましては、保険料、これが10億3,432万4,000円ということになっております。それから国庫支出金、これが1億1,669万円とい

うことでなっております。それから、支払い基金の交付金が1億4,775万5,000円ということでございます。県支出金が6,446万7,000円ということで、大半を占めております。

これの支出でございますけれども、主なものにつきましては、総務費の中では介護認定調査会に対する予算として1,622万3,000円、それから保険給付費、これが大半占めますけれども、13億555万4,000円ということになっております。下の小さいものにつきましては割愛させていただきたいと思っております。それと、3番目の財政安定化拠出金、これが234万2,000円ということになっております。支出合計におきましては、13億6,331万3,000円ということになっております。よろしくお願ひいたしたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 詳細説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより承認14号専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布市介護保険特別会計暫定予算について）を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、承認第14号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

日程第15・承認第15号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第15、承認15号専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布市農業集落排水事業特別会計暫定予算について）を議題といたします。

担当部課長に詳細説明を求めます。はい、どうぞ。

環境課長（麻生 哲雄君） 環境課の麻生でございます。

承認第15号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法179条第1項の規定により、平成17年度由布市農業集落排水事業特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

平成17年度由布市農業集落排水事業特別会計暫定予算について御説明を申し上げます。

今回の予算編成につきましては、今までありました旧挾間町、旧庄内町の農業集落排水事業特別会計の合併に伴います編成でありまして、9月末までの予算執行額を考慮いたし、編成いたしております。

歳入歳出予算の総額は6,810万4,000円で、歳入の主なものは、一般会計繰入金

2,927万1,000円、基金繰入金1,500万円及び使用料2,382万1,000円となっております。

歳出の主なものにつきましては、一番最後になりますが、一般管理費として88万円、それから維持管理事業費が1,009万2,000円、公債費が、元金が3,922万9,000円、利子が1,729万6,000円となっております。維持管理事業費の中で15の工事請負費150万円ほど上がっておりますが、これは庄内の集落排水の方から予算が来ております升設置の15件の分でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 詳細説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより承認15号専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布市農業集落排水特別会計暫定予算について）を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、承認第15号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

日程第16．承認第16号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第16、承認16号専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計暫定予算について）を議題といたします。

担当部課長に詳細説明を求めます。はい、どうぞ。

健康温泉館長（浦田 政秀君） 健康温泉館の浦田でございます。よろしく願いいたします。

承認第16号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成17年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したいので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。平成17年度の由布市湯布院健康温泉館事業特別会計暫定予算についてでございますが、旧湯布院町で通年予算といたしまして御承認をいただいているところでございます。また、平成17年10月1日より由布市が誕生しましたので、9月末日で収支を打ち切り、6カ月間の決算を行うこととなりました。これに伴いまして、由布市本予算編成までの経常的経費について、旧湯布院町の10月1日以降の予算をまとめ、予算残額を、見込みを目的

別に編成しました。平成17年度の由布市湯布院健康温泉館事業特別会計暫定予算を専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めます。

歳入歳出の総額でございますが、7,130万6,000円でございます。歳入の主なものにつきましては、健康温泉館収入1,667万8,000円、繰入金、一般会計からの繰入金でございます。5,462万8,000円でございます。合計で7,130万6,000円でございます。

歳出につきましては、健康温泉館費ということで2,745万6,000円、公債費で4,268万8,000円、予備費で116万2,000円、歳出の合計で7,130万6,000円ということでお願いしているものでございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 詳細説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより承認16号専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計暫定予算について）を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、承認第16号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

日程第17．承認第17号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第17、承認17号専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布市久住飯田南部区域広域農業開発事業特別会計暫定予算について）を議題といたします。

担当部課長に詳細説明を求めます。はい、どうぞ。

農政課長（平野 直人君） 農政課長の平野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

承認第17号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成17年度由布市久住飯田南部区域広域農業開発事業特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

久住飯田の農地開発ということでございまして、若干の経過をですね、先に（発言する者あり）じゃあ、まず、最後のページの歳出の方から行きたいと思います。この事業は6地区に別れて事業をそれぞれやっております。それから、農業協同組合の負担金ということで、総額

3,222万9,000円を一般管理費で歳出をするわけですが、財源といたしまして、歳入で、一般会計から繰入金で3,222万9,000円を入れて支払うものでございます。

そういうことございまして、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ3,222万9,000円とするものでございます。よろしく願いをいたします。

議長（後藤 憲次君） 詳細説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより承認17号専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布市久住飯田南部区域広域農業開発事業特別会計暫定予算について）を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、承認第17号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

日程第18・承認第18号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第18、承認18号専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布公共用地先行取得事業特別会計暫定予算について）を議題といたします。

担当部課長に詳細説明を求めます。はい、どうぞ。

契約管理課長（高田 英二君） 契約管理課の高田です。よろしくお願いします。

承認第18号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成17年度由布市公共用地先行取得事業特別会計暫定予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

本事業につきましては、旧挾間町におきまして、平成8年度に公共用地の先行取得債で購入した向之原駅に隣接します駐車場の用地を編成する予算でありまして、1年据え置き平成18年度で終了する予定のものでございます。

詳細につきましては、全額一般会計から繰り入れまして、公債費として払うものでございまして、総額212万4,000円、利子等を含めまして総額では212万5,000円となっております。

以上です。よろしくお願いします。

議長（後藤 憲次君） 詳細説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより承認 18号専決処分の承認を求めることについて（平成 17年度由布市公共用地先行取得事業特別会計暫定予算について）を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、承認第 18号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定をいたしました。

日程第 19 . 承認第 19号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 19、承認 19号専決処分の承認を求めることについて（平成 17年度由布市公共下水道事業特別会計暫定予算について）を議題といたします。

担当部課長に詳細説明を求めます。はい、どうぞ。

建設課長（生野 利雄君） 建設課長の生野です。

承認第 19号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第 179条第 1項の規定により、平成 17年度由布市公共下水道事業特別会計暫定予算を別紙のとおり専決しましたので、同条第 3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

説明いたします。平成 17年度由布市の公共下水道事業特別会計の暫定予算の歳入歳出総額は 919万3,000円となっております。

歳出で主なものは、元金と償還金利子を含めて 771万6,000円です。歳出については、主なものは一般会計より繰入金となっております。以上を専決しました。

なお、この事業は旧挾間町で現在は休止となっております。議会の承認を求めるものであります。よろしく願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 詳細説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより承認 19号専決処分の承認を求めることについて（平成 17年度由布市公共下水道事業特別会計暫定予算について）を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、承認第 19号専決処分の承認を求めるこ

とについては承認することに決定いたしました。

日程第20・承認第20号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第20、承認20号専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布市水道事業特別会計暫定予算について）を議題といたします。

担当部課長に詳細説明を求めます。どうぞ。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。

説明をする前に訂正をお願いしたいんですが、許可をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

水道課長（目野 直文君） 2ページをお願いいたします。第8条で、職員給与費「2,170万4,000円」になってるのを、「4,216万3,000円」と訂正をお願いいたします。「2,170万4,000円」を「4,216万3,000円」とお願いします。第9条、「2,357万1,000円」を、第9条の、上水事業のための一般会計からの会計へ、補助金を受ける金額は「4,115万8,000円」であるということで訂正をお願いします。「4,115万8,000円」です。（1）上水道事業費「644万6,000円」を「2,403万3,000円」、訂正をお願いします。「2,403万3,000円」へ訂正方をお願いいたします。御迷惑をおかけします。

それでは、承認第20号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成17年度由布市水道事業会計暫定予算について、別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

この水道事業会計につきましては、旧挾間地域と湯布院地域の2カ所の上水道事業でございます。この上水道事業につきましては、収益的収入及び支出、これは水道料金をいただいて、その中から維持管理をするものと、資本的収入及び支出、これは投資的で建設改良に伴うものでございます。その2通りの予算でございます。

6ページをお願いいたします。収益的収入でございますが、給水収益が3億5,566万5,000円と一般管理負担金が361万2,000円ということでございます。営業外収益でございますが、主なものといたしまして、他会計補助金の2,393万3,000円と簡易水道一般会計への補助金、これは旧挾間地域が簡易水道でやっていたのを今上水道となっております、その分でございますが、917万2,000円ということでございます。

その支出でございますが、9ページをお願いいたします。9ページからになります。この原

水及び浄水費は取水場と浄水場の維持管理費でございます。全体で5,798万3,000円ということでございます。

11ページでございますが、配水及び給水費でございますが、これは配水管、本管でございますが、及び給水費の維持管理費でございますして、3,766万1,000円が計でございます。

12ページの受託工事費でございますが、これは給水工事をするときの委託でございますが、本来ならば指定店がやっておりますので、ほとんどはこれは出ていくようにはなりません。総掛かり費でございますが、これは職員等の手当、給料、手当等でございます。で、計が6,509万1,000円ということでございます。

14ページの減価償却費でございますが、有形固定資産と無形固定資産がございまして、計が6,452万8,000円ということでございます。

15ページでございますが、営業外費用、これは企業債への支払いでございます。それが主なものでございまして、7,041万3,000円ということでございます。

予備費でございますが、今回9,632万1,000円と大きくなっておりますが、8月からの9月末で暫定予算を組むのに当たりまして、見込みでやっておりますので、この予備費がちょっと大きくなっております。最終的に決算時では、ここがほとんどが利益、純利益の方に当たるといようになると思っております。

16ページでございますが、資本的収入でございますが、工事をするのに企業債をお借りします。その1億2,910万円ということでございます。他会計補助金から795万3,000円ということでございます。

18ページでございますが、それに対する支出でございますが、建設改良の上水道施設費といまして、請負工事費が1億1,569万3,000円ということになっておりますが、ほとんどがもうこれは発注済みの、済んでるところでございます。企業債償還金が8,412万円ということでございます。

1ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございますが、第4条で、資本的収入及び支出の予定額を次のとおりと定めると。括弧で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,084万2,000円は過年度損益留保資金で補てんするということでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 詳細説明が終わりました。

これより質疑を行います。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 暫定予算の第2条にどうして主要な工事の概要は載せなかったんですか。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。西郡議員さんにお答えします。

入れるべきところを落ちていたと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これより承認 20号専決処分の承認を求めることについて（平成17年度由布市水道事業特別会計暫定予算について）を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、承認第20号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

・ ・

議長（後藤 憲次君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議がないので、本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。あすは午前10時より再開をいたします。

午後3時47分散会